

第4次札幌市ひとり親家庭等自立促進計画 一部改定版（素案）

令和5年度（2023年度）～令和6年度（2024年度）

目次

001	第1章 計画の策定にあたって
002	1 計画の背景
003	2 計画期間
003	3 計画の位置付け
004	4 計画とSDGsとの関係性
004	5 用語の定義
005	第2章 ひとり親家庭を取り巻く状況
006	1 ひとり親家庭を取り巻く状況
011	第3章 ひとり親家庭等の現状と課題
012	1 アンケート調査について
014	2 ひとり親家庭等の現状と課題
053	第4章 第4次計画の実施状況
054	1 これまでの取組
054	2 各基本目標の主な成果
057	3 成果指標に対する達成度
060	4 計画の進捗状況
061	第5章 施策の展開
062	1 基本的な方向性
063	2 基本理念
063	3 基本目標
064	4 施策の体系
065	5 施策の展開
071	第6章 計画の推進体制
072	1 関係機関・団体との連携
072	2 実施状況の公表
072	3 計画の運用
072	4 計画の評価と検証

1

第 1 章 計画の策定にあたって

1 計画の背景

ひとり親家庭の親は、子育てと生計の維持という役割を一人で担うことになり、子育て、家事、仕事等の生活全般で様々な困難に直面する場合があります。

ひとり親家庭になった前後の就労状況の比較では、母子家庭の母は家計を支えるために就業率が上がり、父子家庭の父は子育ての時間を確保するために就業率が下がるというデータもあり、ひとり親家庭になった直後からあらゆる面で生活が大きく変化をしています。

また、「平成 28 年国民生活基礎調査」では、子どもがいる現役世帯のうち大人が一人の世帯¹の相対的貧困率が 50.8%という結果が出ており、ひとり親家庭の多くが経済的に困難な状況にあることが数値としても明らかになっています。

母子家庭においては、就業経験が少ないことや、就業していても結婚、出産等による就業の中断などによって、就職や再就職に困難を伴うことが多く、結果、就業率は高いものの正規雇用の割合が低いという特徴があります。

父子家庭においては、子育てや家事への悩みを抱えている方が多くいるほか、困ったときの相談相手がいないといった特徴があります。

また、離婚を原因とするひとり親家庭では、養育費を受け取ることが子どもの権利であるにもかかわらず、その確保が進んでいないのが実態です。

子どもにとって、親との死別、離別という経験は、精神面に与える影響が大きく、また、生活環境の変化や金銭的な課題もあって、ひとり親家庭の子どもは、学習や進学に対する不安や生活での悩みを抱えがちであることから、成長過程における不安等に対する十分な配慮も必要とされています。

このように、ひとり親家庭等が抱える問題は多岐にわたることが多いことから、それぞれの状況に応じた、きめ細やかで総合的な支援が求められています。

札幌市では、こうした状況を受け、母子及び父子並びに寡婦福祉法²や、それに基づく国の「母子家庭等及び寡婦の生活の安定と向上のための措置に関する基本的な方針」（以下「国の基本方針」という。）等を踏まえ、「札幌市ひとり親家庭等自立促進計画」を策定し、計画に基づいたひとり親家庭等に対する総合的な支援施策を進めてきました。

Ⅰ 第4次計画の一部改定

第4次計画の策定以降、国の基本方針の改定や、令和5年（2023年）4月からこども家庭庁が発足されるなど、ひとり親家庭等の支援施策における状況は変化しています。また、札幌市が令和4年（2022年）10月に実施した「ひとり親家庭等の生活と意識に関するアンケート調査」では、母子家庭・父子家庭の就業者における正社員の割合が5年前と比較して増加しています。

一方で、「2022（令和4）年国民生活基礎調査」では子どもがいる現役世帯のうち大人が一人の世帯の相対的貧困率は 44.5%と高く、多くのひとり親家庭が依然として経済的に困難な状況であることが明らかとなっています。

¹ 子どもがいる現役世帯のうち大人が一人の世帯：ここでは、大人とは18歳以上の者、子どもとは17歳以下の者をいい、現役世帯とは世帯主が18歳以上65歳未満の世帯を指しています（「国民生活基礎調査 貧困率の状況」）。

² 母子及び父子並びに寡婦福祉法：母子家庭等及び寡婦の福祉に関する原理を明らかにするとともに、母子家庭等及び寡婦に対し、その生活の安定と向上のために必要な措置を講じ、もって母子家庭等及び寡婦の福祉を図ることを目的とする法律。

今回、国の施策等と連動し本市における取組を効果的に検討・実施するために、本計画の計画期間を国の基本方針（令和2年度（2020年度）～令和6年度（2024年度））と合わせることにし、第4次計画を2年間延長した一部改定版を策定しました。

一部改定にあたり、計画の基本理念や基本目標等の計画体系は第4次計画策定時のものを引継ぎつつ、統計情報やアンケート結果の更新や事業の追加などを行っています。

計画策定の経過

第1次計画	平成17年度(2005年度)～平成19年度(2007年度)
第2次計画	平成20年度(2008年度)～平成24年度(2012年度)
第3次計画	平成25年度(2013年度)～平成29年度(2017年度)
第4次計画	平成30年度(2018年度)～令和4年度(2022年度)
(一部改定版)	令和5年度(2023年度)～令和6年度(2024年度)

2 計画期間

平成30年度（2018年度）～令和6年度（2024年度）

3 計画の位置付け

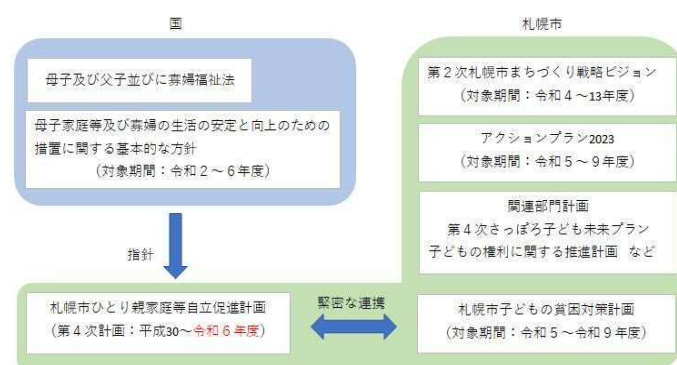
本計画は、ひとり親家庭等に対する総合的な支援施策を推進するために、母子及び父子並びに寡婦福祉法第12条及び国の基本方針に基づき策定したものです。

札幌市のまちづくりの総合計画である「第2次札幌市まちづくり戦略ビジョン（令和4年度～令和13年度）」の個別計画に位置付けられるほか、札幌市の子ども施策に係る総合的な計画である「第4次さっぽろ子ども未来プラン（令和2年度～令和6年度）」のほか、「第3次札幌市子どもの権利に関する推進計画（令和2年度～令和6年度）」等と連動しながら、計画を進めていきます。

また、子どもの貧困対策の推進に関する法律や、それに基づく国の「子供の貧困対策に関する大綱」等を踏まえて策定された「札幌市子どもの貧困対策計画（第2次計画改定中）」とは、支援の対象者や支援策が重なる部分が多くあるため緊密な連携を図る関係にあります。

併せて、札幌市における障がい者施策と障害福祉サービス等の更なる充実を目的として策定された「さっぽろ障がい者プラン2018（平成30年度～令和5年度）」に掲載されている取組の推進にも配慮する必要があります。

他計画との関連図



4 計画とSDGsとの関係性

平成 27 年（2015 年）9 月の国連サミットにおいて、「持続可能な解決のための 2030 アジェンダ」が採択され、その中で令和 12 年（2030 年）までの「持続可能な開発目標（SDGs：Sustainable Development Goals）」として、17 の目標が設定されました。

札幌市は、平成 30 年（2018 年）に SDGs の達成に向けた優れた取組を提案する「SDGs 未来都市 101」に選定されています。

この計画では、以下の SDGs の目標における視点や趣旨を反映することといたします。



5 用語の定義

本計画における用語は、次のとおり定義をします。

用語の定義

母子家庭	離婚や死別等により配偶者のない女子が 20 歳未満の児童を扶養している家庭
父子家庭	離婚や死別等により配偶者のない男子が 20 歳未満の児童を扶養している家庭
寡婦	配偶者のない女子であって、かつて母子家庭の母として 20 歳未満の児童を扶養していたことのあるもの
ひとり親家庭	母子家庭及び父子家庭
ひとり親家庭等	ひとり親家庭及び寡婦

※ ここでの児童は、母子及び父子並びに寡婦福祉法に定める児童の定義によりますが、児童扶養手当上の児童は、18 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日までにある者又は 20 歳未満で政令で定める程度の障がいの状態にある者とされています。

※ 本計画で引用している統計情報等で、上記用語の定義によらないものについてはその都度注釈をつけています。

引用している調査

本計画で、特に注記のない統計及び図は、札幌市の調査（ひとり親家庭等の生活と意識に関するアンケート調査：令和 4 年 10 月実施）によるものです（12 ページ参照）。

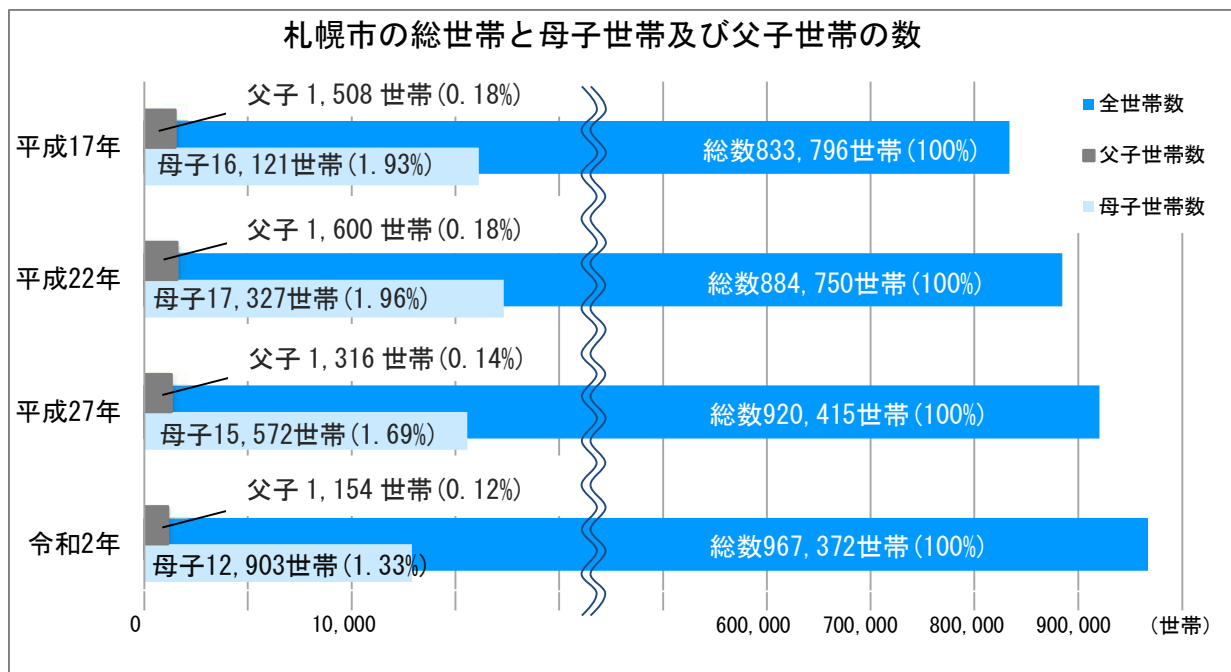
2

第2章 ひとり親家庭を取り巻く状況

1 ひとり親家庭を取り巻く状況

(1) 札幌市の総世帯数と母子世帯及び父子世帯の数

札幌市の母子家庭の世帯数は、令和2年（2020年）が12,903世帯（総世帯比1.33%）で、平成27年（2015年）と比較すると2,669世帯、0.36%の減少となっており、父子家庭の世帯数は、令和2年（2020年）が1,154世帯（総世帯比0.12%）で、平成27年（2015年）と比較すると、162世帯・0.02%の減少となっています。

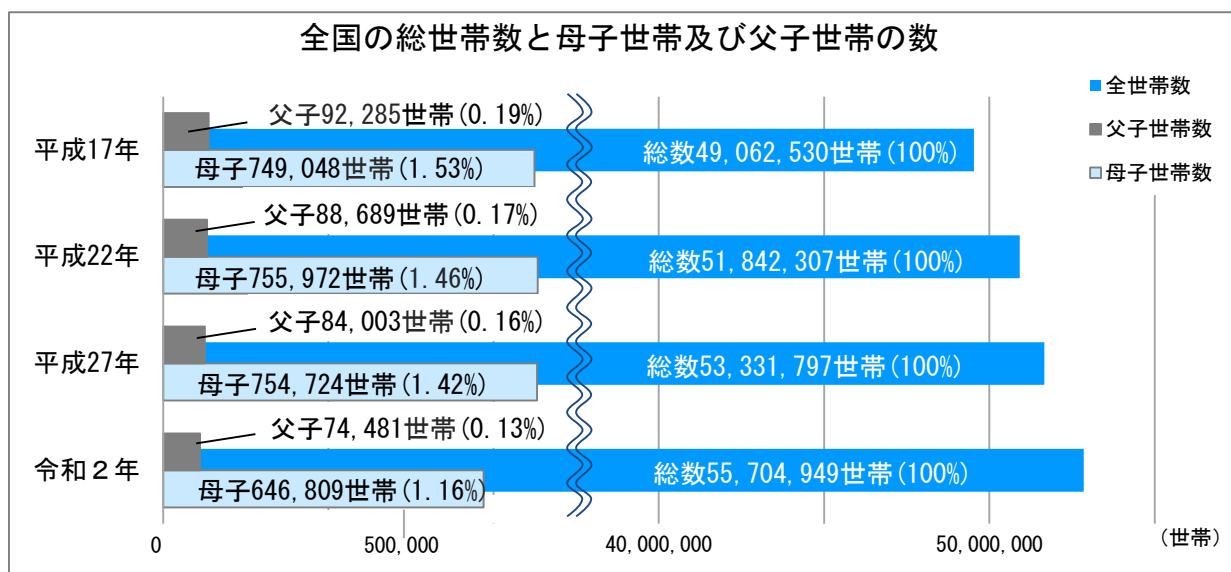


※ 母子世帯及び父子世帯は、親と未婚の20歳未満の子のみからなる世帯

（資料 | 国勢調査）

(2) 全国の総世帯数と母子世帯及び父子世帯の数

全国の母子家庭の世帯数は、令和2年（2020年）が646,809世帯（総世帯比1.16%）で、平成27年（2015年）と比較すると107,915世帯、0.26%の減少となっており、父子家庭の世帯数は、令和2年（2020年）が74,481世帯（総世帯比0.13%）で、平成27年（2015年）と比較すると、9,522世帯・0.03%の減少となっています。

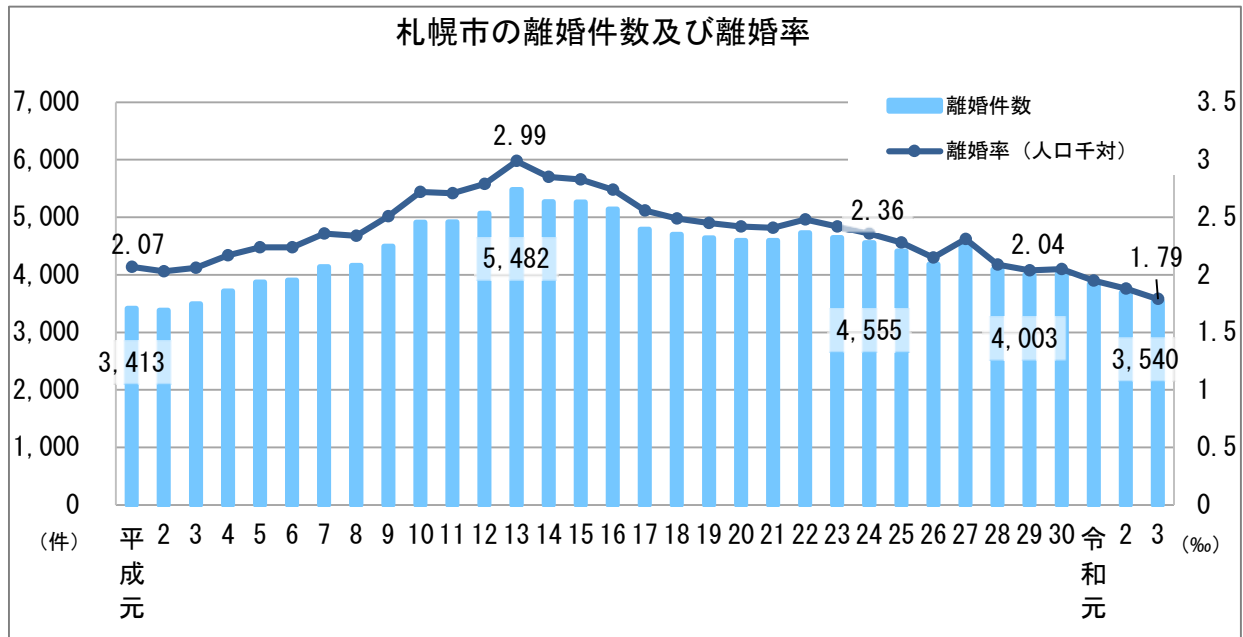


※ 母子世帯及び父子世帯は、親と未婚の20歳未満の子のみからなる世帯

（資料 | 国勢調査）

(3) 札幌市の離婚件数及び離婚率

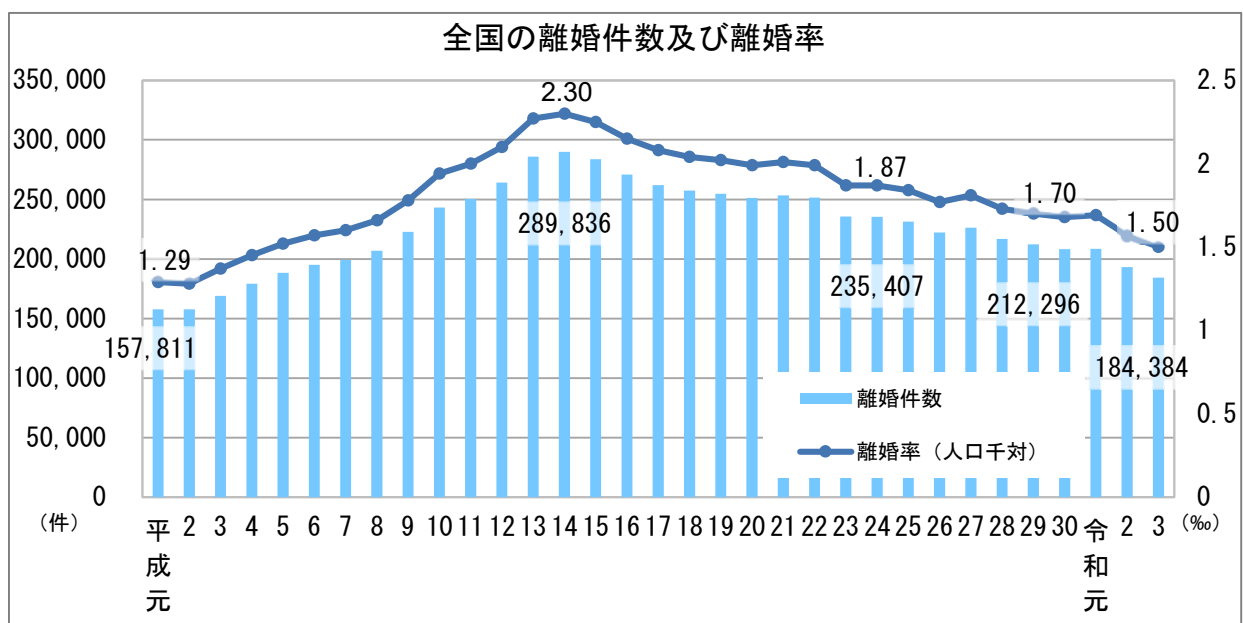
札幌市の離婚件数及び離婚率（人口千人あたりの年間離婚件数）は、平成13年（2001年）をピークに減少・低下傾向にあり、令和3年（2021年）では3,540件（総人口比1.79‰）と、第4次計画策定時の平成29年（2017年）と比較すると、463件・0.25‰の減少となっています。



（資料 | 札幌市保健所「人口動態統計」）

(4) 全国の離婚件数及び離婚率

全国の離婚件数及び離婚率（人口千人あたりの年間離婚件数）は、平成14年（2002年）をピークに減少・低下傾向にあり、令和3年（2021年）では184,384件（総人口比1.50‰）となっており、第4次計画策定時の平成29年（2017年）と比較すると、27,912件・0.20‰の減少となっています。

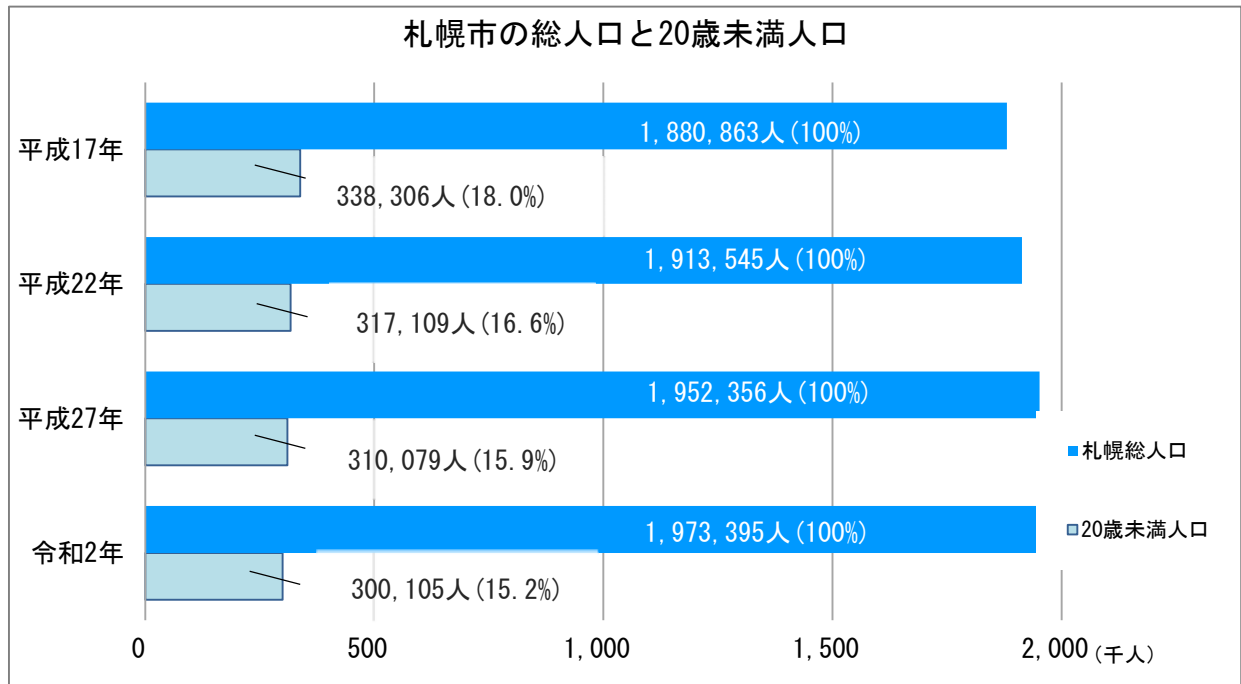


（資料 | 厚生労働省「人口動態統計月報年計」）

例年、札幌市の離婚率は全国の離婚率を上回っており、令和3年（2021年）では、札幌市が1.79‰であるのに対して、全国では1.50‰と、0.29‰の差があります。

(5) 札幌市の総人口と 20 歳未満人口

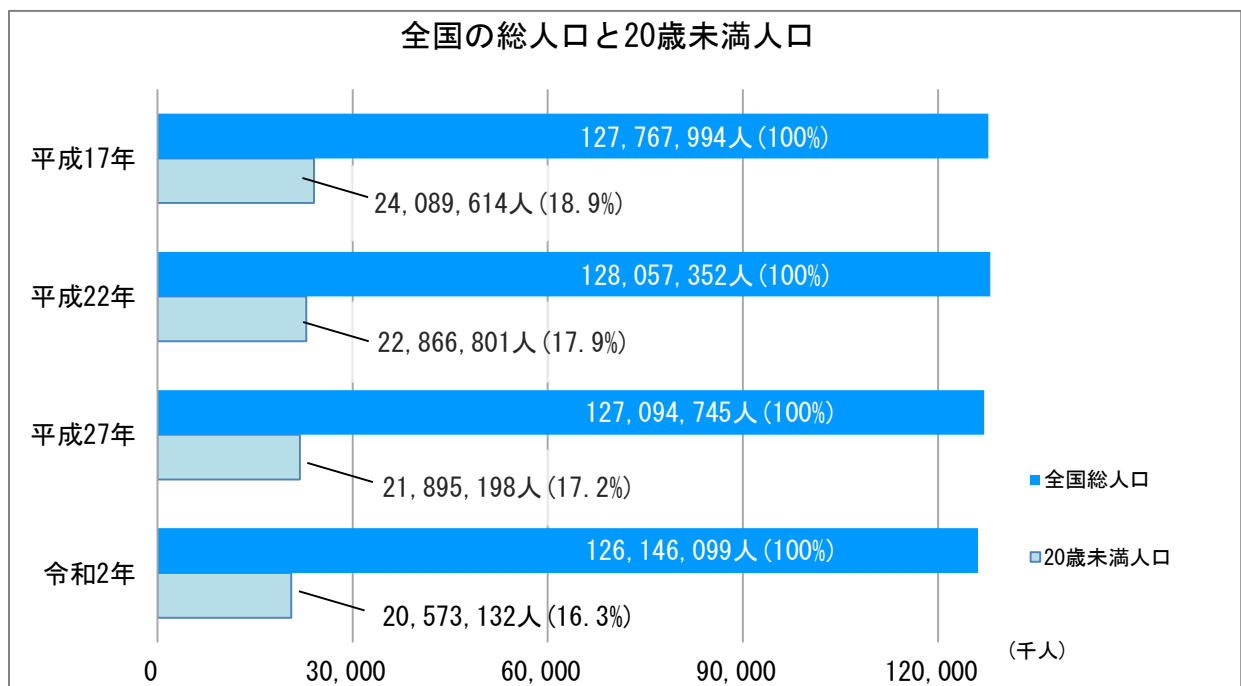
札幌市の 20 歳未満人口は、令和 2 年（2020 年）が 300,105 人（総人口比 15.2%）で、平成 27 年（2015 年）と比較すると、9,974 人・0.7%の減少となっています。



（資料 | 国勢調査）

(6) 全国の総人口と 20 歳未満人口

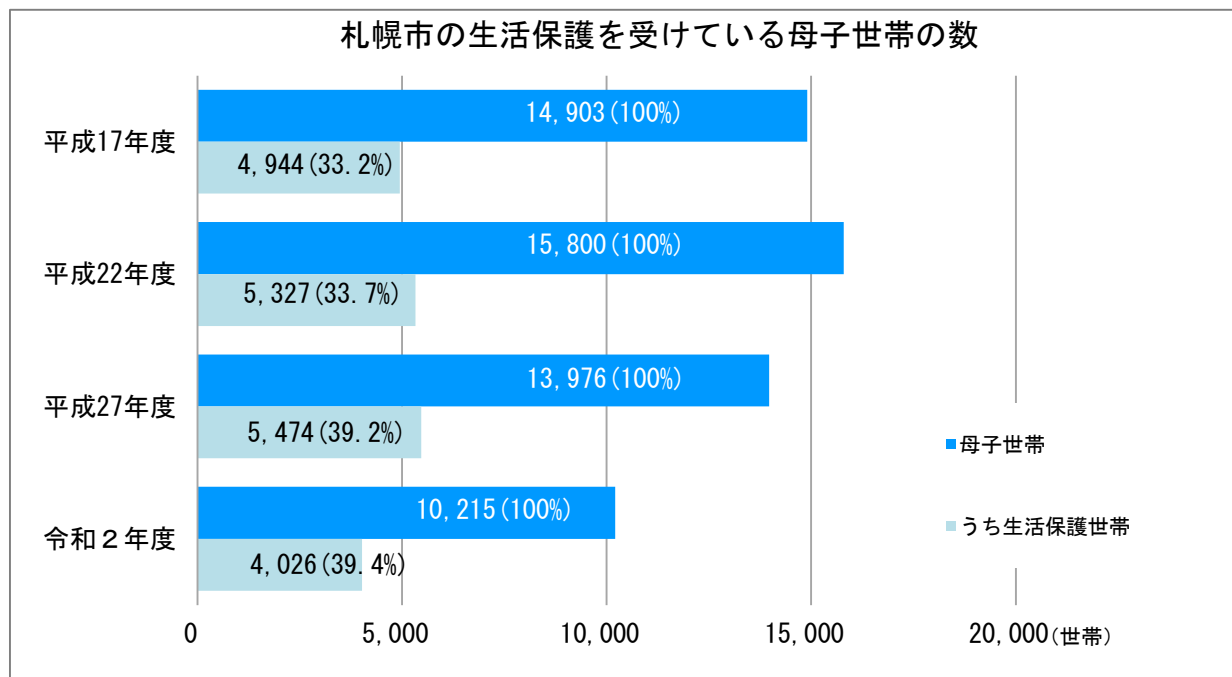
全国の 20 歳未満人口は、令和 2 年（2020 年）が 20,573,132 人（総人口比 16.3%）で、平成 27 年（2015 年）と比較すると、1,322,066 人・0.9%の減少となっています。



（資料 | 国勢調査）

(7) 札幌市の生活保護を受けている母子世帯の数

生活保護を受けている母子家庭の世帯数は、令和2年度（2020年度）は4,026世帯で母子世帯全体の39.4%となっており、平成27年度（2015年度）と比較すると、1,448世帯の増加、0.2%の減少となっており、世帯数は減少したものの、割合はほぼ横ばいとなっています。



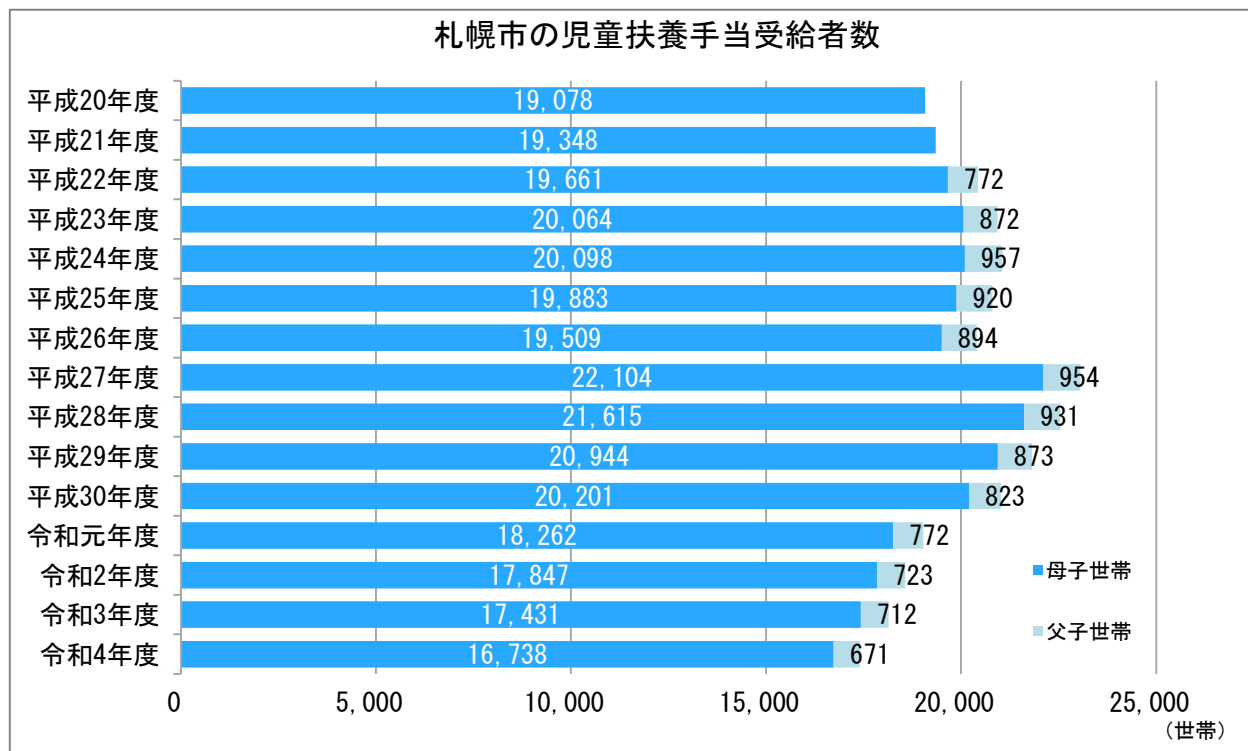
（資料 | 母子世帯「国勢調査」、生活保護世帯「札幌市生活保護統計月報（年度平均）」）

※ ここでの母子世帯は、母親と未婚の18歳未満の子のみからなる世帯

(8) 札幌市の児童扶養手当受給者数

児童扶養手当の受給者数は、平成 27 年度（2015 年度）から当該年度末における年齢到達児童（18 歳に達する日以後最初の 3 月 31 日までにある者）を含めるようになったことから、平成 26 年（2014 年）12 月から、公的年金受給者（障害年金など）も対象になったことから、平成 27 年度（2015 年度）にかけて急増しています。その後、母子世帯数の減少もあり、受給者数としては減少傾向が続いています。

平成 22 年度（2010 年度）から受給対象となった父子世帯については、増減を繰り返しつつも、直近の令和 4 年（2022 年度）では過去最少の受給者数となっています。



（資料 | 札幌市「児童扶養手当受給者数の年度別実績調べ」）

- ※ 児童扶養手当上の児童は、18 歳に達する日以後最初の 3 月 31 日までにある者又は 20 歳未満で政令で定める程度の障がいのある者。
- ※ 母父のいずれにも養育されていない場合（祖父母に養育されている場合等）は、「母子」に含む
- ※ 平成 22 年度から受給対象が父子にも拡大。
- ※ 平成 26 年度以前の受給者数には、当該年度末における年齢到達児童（18 歳に達する日以後最初の 3 月 31 日までにある者）を含まない。
- ※ 国勢調査における世帯数（(1)）と差が生じているが、これは(1)では親と子のみからなる世帯を対象としているのに対して、上記図では父母以外が養育者として児童を養育する世帯、祖父母等の親族と同居する場合等も母子世帯に含めて計上していることによるもの。

3

第3章 ひとり親家庭等の現状と課題

1 アンケート調査について

本計画の一部改定にあたり、札幌市におけるひとり親家庭等の状況について把握するため、市内の母子家庭、父子家庭及び寡婦を対象に「ひとり親家庭等の生活と意識に関するアンケート調査」を実施しました。

調査目的

札幌市のひとり親家庭等の生活と意識に関する現状を把握し、「札幌市ひとり親家庭等自立促進計画」の一部改定にかかる基礎データとする。

調査期間

令和4年（2022年）10月28日（金）～令和4年（2022年）11月11日（金）

調査対象世帯

札幌市内に居住するひとり親家庭等から無作為に抽出した3320世帯
（母子家庭2,500世帯、父子家庭500世帯、寡婦320世帯）

調査方法

郵送およびWebにより実施

回答状況

	調査対象	回答数 (うち Web 回答数)	回答率
母子家庭	2,500 人	1,001 (366) 人	40.0%
父子家庭	500 人	166 (60) 人	33.2%
寡婦	320 人	163 (15) 人	50.9%
計	3320 人	1,330 (441) 人	40.0%

結果概要

	母子家庭		父子家庭	
	札幌市	全国	札幌市	全国
1 世帯数	12,903 世帯 (15,572 世帯)	646,809 世帯 (754,724 世帯)	1,154 世帯 (1,316 世帯)	74,481 世帯 (84,003 世帯)
2 ひとり親世帯 になった理由	離婚 87.2 (89.1) % 未婚 10.8 (9.2) % 死別 0.7 (0.8) %	離婚 79.5% 未婚 10.8% 死別 5.3%	離婚 90.4 (89.6) % 未婚 0.0 (0.6) % 死別 6.6 (7.8) %	離婚 69.7% 未婚 1.0% 死別 21.3%
3 就労状況	84.6% (83.8%)	86.3% (81.8%)	88.0% (85.1%)	88.1% (85.4%)
うち正規職 員・従業員	45.3% (35.2%)	48.8% (44.2%)	65.1% (58.8%)	69.9% (68.2%)
うち自営業	5.2% (3.1%)	5.0% (3.4%)	20.5% (16.8%)	14.8% (18.2%)
うちパート・ アルバイト等	34.5% (40.4%)	38.8% (43.8%)	8.2% (7.6%)	4.9% (6.4%)
4 年間収入	300 万未満の割合 65.6% (71.3%)	373 万円 (348 万円)	300 万未満の割合 44.6% (59.7%)	606 万円 (573 万円)
5 年間就労収入	200 万未満の割合 52.9% (62.8%)	236 万円 (200 万円)	200 万未満の割合 27.7% (37.0%)	496 万円 (398 万円)

※ 「1」の数値は「令和2年度国勢調査 16-4 表」（カッコ内は平成27年度国勢調査）における「母又は父と子のみで構成される世帯」の数。

※ 「2」～「5」における全国の数値は「令和3年度全国母子世帯等実態調査」に基づくもの（カッコ内は平成28年度（2016年度）調査による）。

※ 札幌市の数値のうちカッコ内は前回のアンケート調査（平成29年度（2017年度））に基づくもの。

※ 「4 年間収入」及び「5 年間就労収入」の全国値は、平均値。

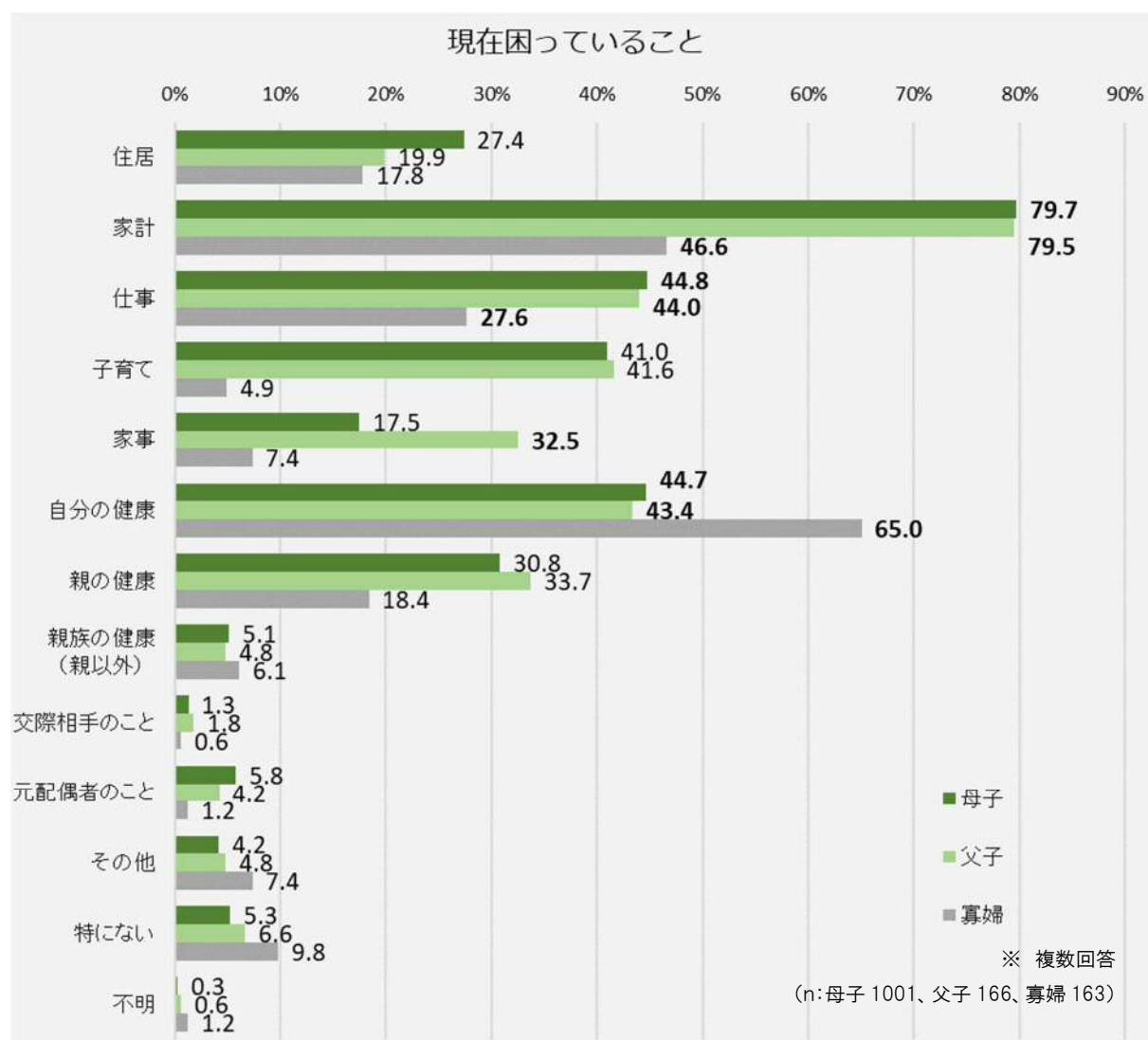
2 ひとり親家庭等の現状と課題

Ⅰ 生活への不安や悩みなど

(1) 現在困っていること

現在困っていることについて、母子家庭・父子家庭では、「家計」と回答した割合が最も高く、次いで「仕事」となっています。寡婦では、「自分の健康」と回答した割合が最も高く、次いで「家計」となっています。

これらは、平成 29 年度（2017 年度）の前回調査と同じ順番になっています。



【現在困っていること（前回調査との比較）】

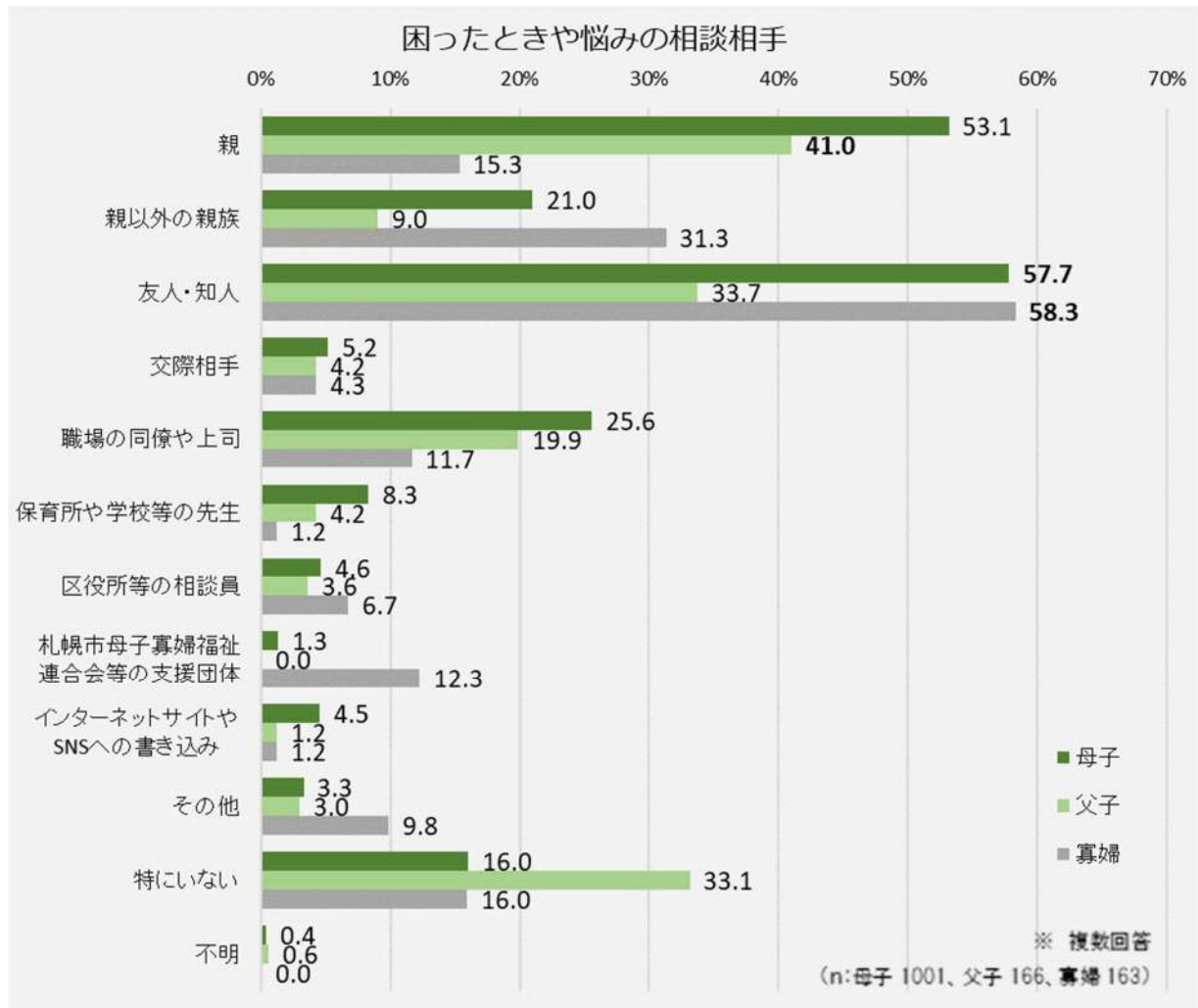
		1 位	2 位	3 位
母子家庭	2017 年度	家計 (79.5%)	仕事 (49.8%)	自分の健康 (44.5%)
	2022 年度	家計 (79.7%)	仕事 (44.8%)	自分の健康 (44.7%)
父子家庭	2017 年度	家計 (74.7%)	仕事 (48.1%)	自分の健康 (46.1%)
	2022 年度	家計 (79.5%)	仕事 (44.0%)	自分の健康 (43.4%)
寡婦	2017 年度	自分の健康 (59.2%)	家計 (43.5%)	親族の健康 (29.3%)
	2022 年度	自分の健康 (65.0%)	家計 (46.6%)	仕事 (27.6%)

(2) 困ったときや悩みの相談相手

困ったときや悩みの相談相手について、母子家庭と寡婦では「友人・知人」と回答した割合が最も高くなっています。

父子家庭では、「親」と回答した人が最も多く、また、「特にいない」と回答した割合が33.1%と他の世帯類型より高い割合となっています。

「区役所等の相談員」といった公的機関を選んだ割合は、母子家庭・父子家庭ではいずれも10%未満となっています。



(3) 今後の生活への不安

今後の生活への不安について、母子家庭の 89.2%、父子家庭の 88.6%、寡婦の 82.2% が、「感じている」又は「どちらかといえば感じている」と回答しており、前回調査と比べすべての世帯類型で不安を感じる人の割合が高くなっています。

同居者の有無による大きな差はみられませんでした。相談相手の有無別にみると、いずれも相談相手のいない人で「不安を感じている」と回答した割合が高くなっています。

【今後の生活への不安（全体）（前回調査との比較）】

		「感じている」「どちらかといえば感じている」の合計	「感じていない」「どちらかといえば感じていない」の合計	どちらともいえない
母子家庭	2017 年度	88.0%	3.7%	5.4%
	2022 年度	89.2%	5.0%	5.3%
父子家庭	2017 年度	84.4%	4.5%	6.5%
	2022 年度	88.6%	4.2%	6.6%
寡婦	2017 年度	66.0%	9.9%	11.0%
	2022 年度	82.2%	11.7%	4.3%

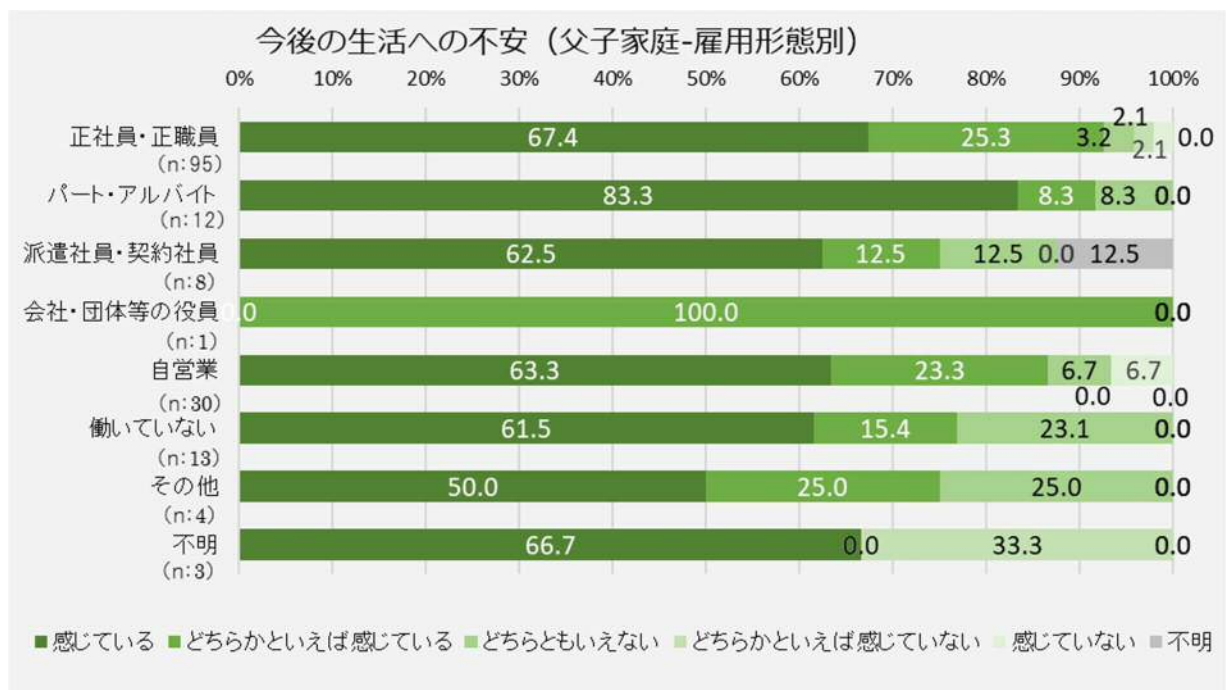
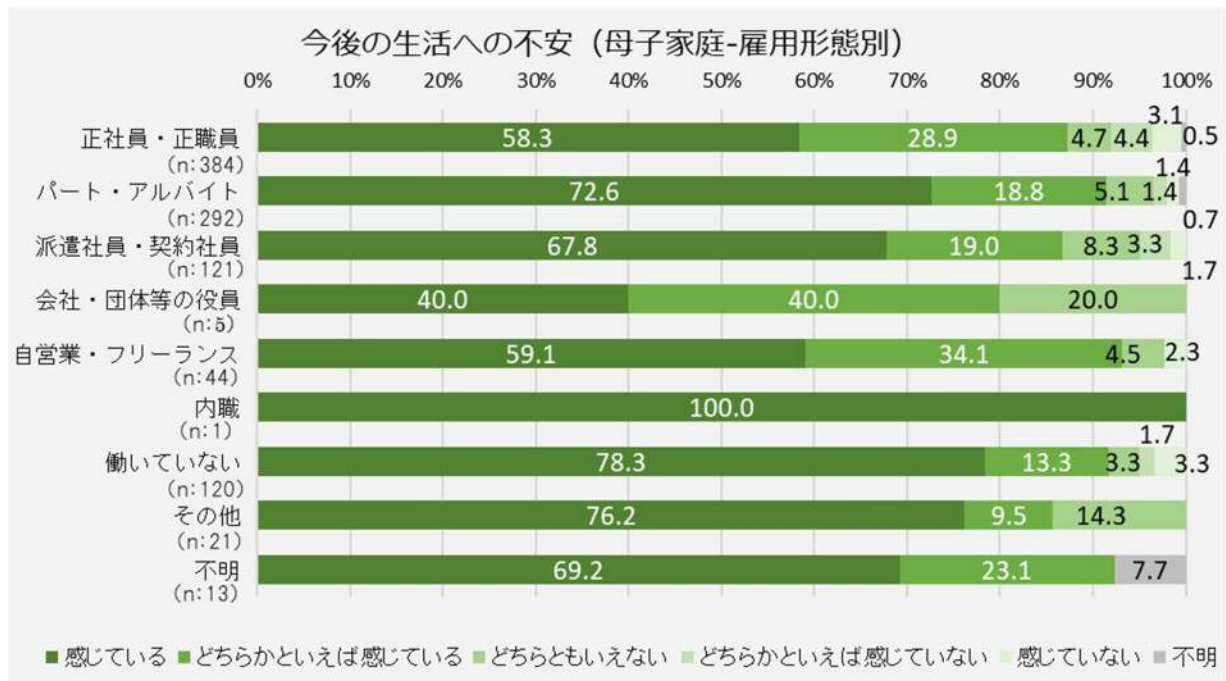
【今後の生活への不安（同居者の有無別）】

		「感じている」「どちらかといえば感じている」の合計	「感じていない」「どちらかといえば感じていない」の合計	どちらともいえない
母子家庭	同居者あり(n:222)	86.0%	7.2%	6.3%
	同居者なし(n:779)	90.1%	4.4%	5.0%
父子家庭	同居者あり(n:53)	90.6%	5.7%	1.9%
	同居者なし(n:113)	87.6%	3.5%	8.8%
寡婦	同居者あり(n:29)	79.3%	17.2%	3.4%
	同居者なし(n:139)	82.8%	10.4%	4.5%

【今後の生活への不安（相談相手の有無別）】

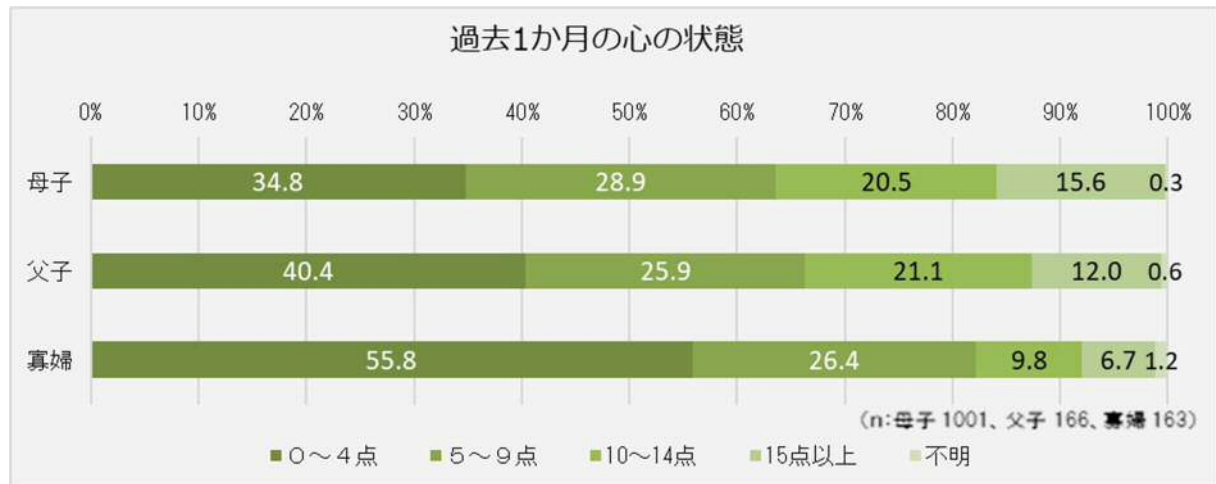
		「感じている」「どちらかといえば感じている」の合計	「感じていない」「どちらかといえば感じていない」の合計	どちらともいえない
母子家庭	相談相手あり(n:841)	88.2%	5.5%	5.9%
	相談相手なし(n:160)	94.4%	2.5%	1.9%
父子家庭	相談相手あり(n:111)	86.5%	4.5%	8.1%
	相談相手なし(n:55)	92.7%	3.6%	3.6%
寡婦	相談相手あり(n:137)	81.8%	12.4%	3.6%
	相談相手なし(n:26)	84.6%	7.7%	7.7%

雇用形態別にみると、母子家庭では、不安を「感じている」と回答した割合が「働いていない」と回答した人で最も高く、「正社員・正職員」、「自営業・フリーランス」では比較的低い傾向となりました。父子家庭では、「感じている」と回答した割合が「パート・アルバイト」と回答した人で最も高く、その他の雇用形態では大きな差がみられませんでした。



(4) 過去1か月の心の状態

過去1か月の心の状態について、ひとり親家庭等と国民生活基礎調査の結果を比較すると、ひとり親家庭等ではすべての世帯類型において点数が高い傾向にあり、これは心理的なストレスを含む精神的な問題が重い可能性を示しています。



【参考：2022 年国民生活基礎調査（厚生労働省）年齢階級別にみた心の状態（点数階級）の構成割合】

	0～4点	5～9点	10～14点	15点以上	不明
12歳以上	70.9%	15.7%	6.5%	2.7%	4.2%

※ 12歳以上の者（入院者を除く）について、過去1か月間の心の状態を点数階級別（6つの質問について、5段階（0～4点）で点数化して合計したもの）の結果。点数が高いほど心理的なストレスを含む精神的な問題が重い可能性がある。

(5) 病気等のときに身の回りの世話を頼む相手

病気等のときに身の回りの世話を頼む相手について、母子家庭では「別居の親」と回答した割合が最も高く、父子家庭では「同居の親」と回答した割合が最も高い結果となっており、母子家庭と父子家庭とで、親との同居事情が異なる結果となっています。

また、いずれの世帯類型においても、「特にいない」の割合が2割以上となっています。

【病気等のときに身の回りの世話を頼む相手の上位3つ】

	1位	2位	3位
母子家庭	別居の親（34.1%）	特にいない（26.5%）	同居の親（16.3%）
父子家庭	同居の親（27.7%）	特にいない（23.5%）	別居の親（22.3%）
寡婦	親以外の親族（31.3%）	特にいない（24.5%）	友人・知人（9.2%）



生活への不安や悩みから見えた課題

- 前回調査と比較して今後の生活への不安が高い傾向にあります。これは令和4（2022）年10月の調査時点において、新型コロナウイルス感染症による社会不安やウクライナ情勢による物価高騰等の影響があったものと考えられます。
- 相談相手の有無が生活不安の大きさにつながっている傾向がみられ、また、ひとり親家庭等では心理的なストレスを含む精神的な問題を抱えている人も多いことが見て取れます。
- 困ったときや悩みの相談相手では、「特にいない」と回答した人の割合が高い一方で、「区役所の相談員」、「札幌市母子寡婦福祉連合会（ひとり親家庭支援センター）」などの公的機関が相談相手になっている割合が低い状況となっています。
- 相談相手がいることが生活不安を和らげることに繋がると考えられることから、専門機関と連携した心理面での支援が必要です。また、こうした連携の行うにあたり、相談窓口の周知や利用しやすい環境の整備などについても検討が必要です。

Ⅰ 子の就学・就労の状況

(1) 18～19 歳世代の就学・就労率

18～19 歳世代の就学・就労率について、「大学」の割合は前回調査時とほぼ変わっていませんが、「就労」の割合が 37.7%から 20.3%に減少し、逆に高専・専門学校の割合が増加しており、全体としては進学する人の割合が増加しています。

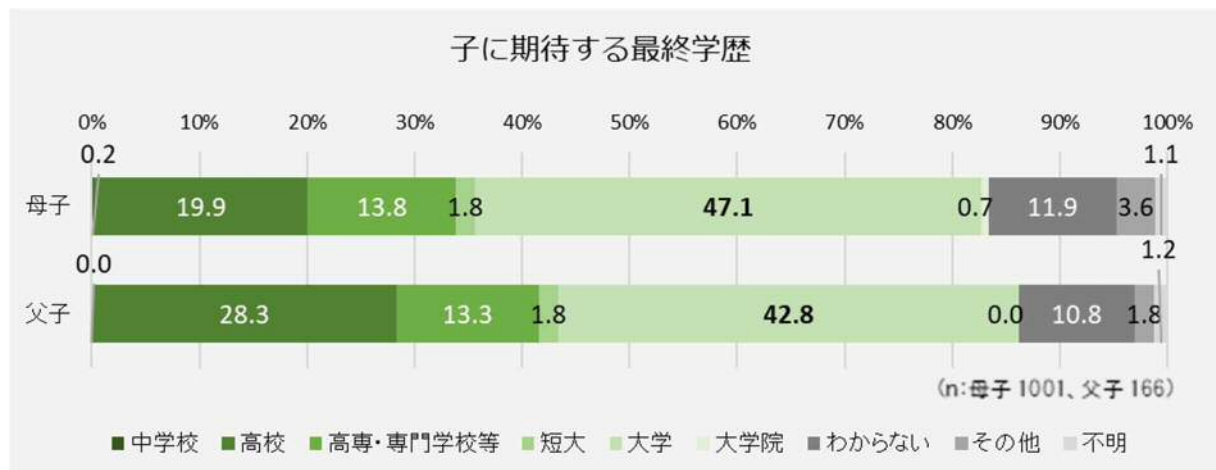
【18～19 歳世代の就学・就労率（前回調査との比較）】

	高専・ 専門学校	短大	大学	大学院	就労	その他	不明
2017 年度	19.3%	4.8%	30.1%	0.0%	37.7%	8.4%	0.0%
2022 年度	34.2%	3.8%	29.1%	0.0%	20.3%	11.4%	1.3%

※ 18～19 歳のうち、「高校生」と回答した人を除外。「高専・専門学校等」には「高校課程」も含まれている可能性があるが、専門学校生との区別ができないため上記割合の算出に含めている。

(2) 子に期待する最終学歴

子に期待する最終学歴について、母子家庭・父子家庭ともに「大学」と回答した割合が最も高く、次いで「高校」、「高専・専門学校等」となっています。



(3) 親の最終学歴

母子家庭・父子家庭では親の最終学歴は「高校」（母子 37.7%、父子 45.2%）と回答した割合が最も高く、次いで「高専・専門学校等」（母子 25.0%、父子 22.9%）となっています。

寡婦では、親の最終学歴は「高校」（50.3%）と回答した割合が最も高く、次いで「短大」（18.4%）、となっています。



✓ 子の就学・就労の状況から見えた課題

- 18～19 歳世代の子どもの大学進学割合は 29.1%となっており、これは、令和 4 年度（2022 年度）学校基本調査（文部科学省）※¹による大学（学部）進学率の 56.6%を大きく下回っています。
平成 29 年度（2017 年度）の調査と比べると、大学進学率はほとんど変わらないものの、「高専・専門学校等」への進学率が上がり、就労率が下がったことにより、進学している子の割合は上がった結果となっています。
- 大学進学を期待する割合が母子家庭 47.1%・父子家庭 42.8%となっていますが、親自身の最終学歴は「高校」が最多となっています（母子家庭 37.7%、父子家庭 45.2%）。
- 高校より先へ進学を希望する場合には、進学を希望する子どもにとって身近なロールモデルを獲得することも重要であると考えられます。
- 学習支援について、単に学習支援のみにとどまらず、支援者が子どもに対して知識や経験を伝えたり、子どもや親が気軽に進路等について相談できる環境を整える必要があります。

¹ 学校基本調査 学校教育行政に必要な学校に関する基本的事項を明らかにすることを目的として文部科学省が毎年行っている調査。令和 4 年度調査時の大学（学部）進学率（過年度卒を含む）は 56.6%。

Ⅰ 子に関すること

(3) 子どもの日中（放課後）の過ごし方

子どもの日中の過ごし方について、前回調査と比較して小学生以降で「自宅」で過ごす
と回答した割合が高くなっており、新型コロナウイルス感染症の影響があったものと考え
られます。

なお、アンケートでは選択肢になかった「児童デイサービス・放課後デイサービス」と
の記載も一定数見受けられました。

【子どもの日中（放課後）の過ごし方各年代の1位比較（前回調査との比較）】

		2022 年度 1 位	2017 年度 1 位
就学前	母子家庭	保育施設（55.4%）	保育施設（69.7%）
	父子家庭	保育施設（47.4%）	保育施設（66.7%）
小学校低学年	母子家庭	児童会館・児童クラブ（48.2%）	児童会館・児童クラブ（58.0%）
	父子家庭	自宅（41.9%）	児童会館・児童クラブ（42.9%）
小学校高学年	母子家庭	自宅（75.0%）	自宅（69.8%）
	父子家庭	自宅（57.8%）	自宅（55.3%）
中学生	母子家庭	自宅（67.2%）	自宅（61.2%）
	父子家庭	自宅（70.3%）	自宅（56.8%）
高校生	母子家庭	自宅（64.2%）	自宅（53.5%）
	父子家庭	自宅（62.7%）	自宅（51.2%）

(2) 子どもに関する悩み

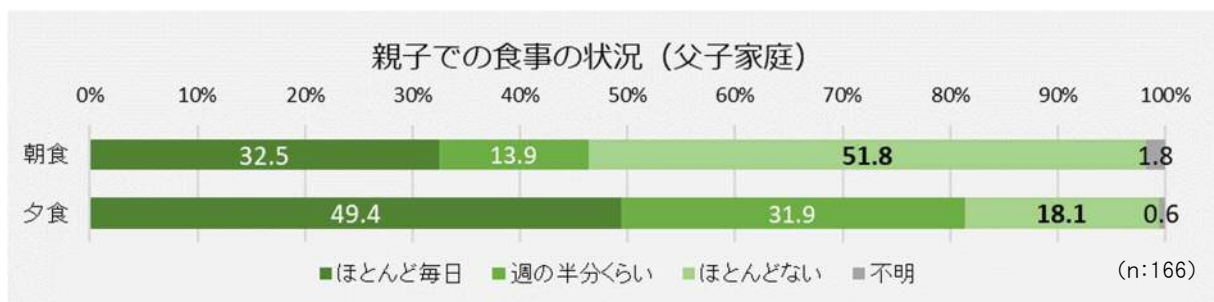
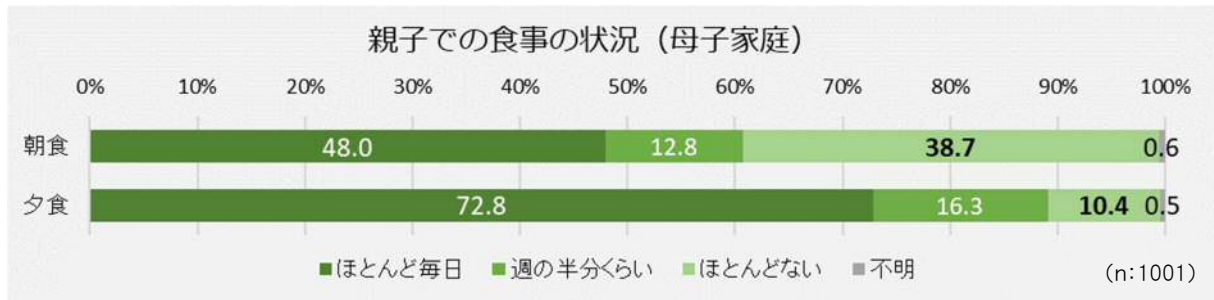
子どもに関する悩みについて、就学前の母子家庭では「教育・進路」が1位（30.9%）、
父子家庭では「発達・健康」・「しつけ等」が1位（42.1%）となっていますが、それ以降
の各年代においては、母子家庭・父子家庭ともに「教育・進路」の割合が最も高くなって
います。

【子どもに関する悩み各年代の上位3つ】

		1 位	2 位	3 位
就学前	母子家庭	教育・進路（30.9%）	発達・健康（30.4%）	しつけ等（22.5%）
	父子家庭	発達・健康、しつけ等 （42.1%）	交友関係（26.3%）	教育・進路（21.1%）
小学校 低学年	母子家庭	教育・進路（40.8%）	しつけ等（33.5%）	発達・健康（33.0%）
	父子家庭	発達・健康（35.5%）	教育・進路、しつけ等 （32.3%）	交友関係、特にな い（25.8%）
小学校 高学年	母子家庭	教育・進路（57.1%）	発達・健康（37.3%）	しつけ等（32.5%）
	父子家庭	教育・進路（57.8%）	交友関係（37.8%）	しつけ等（35.6%）
中学生	母子家庭	教育・進路（77.9%）	発達・健康（32.8%）	しつけ等（25.4%）
	父子家庭	教育・進路（82.8%）	発達・健康（29.7%）	交友関係（15.6%）
高校生	母子家庭	教育・進路（66.3%）	特にな い（23.0%）	発達・健康（22.0%）
	父子家庭	教育・進路（66.1%）	就職（27.1%）	発達・健康（22.0%）

(3) 親子での食事の状況

母子家庭では食事を一緒にとることが「ほとんどない」と回答した割合が朝食で38.7%、夕食で10.4%となっており、父子家庭では食事を一緒にとることが「ほとんどない」と回答した割合が朝食で51.8%、夕食で18.1%となっています。



【参考：令和2年度札幌市の児童生徒の実態に関する基礎調査（札幌市教育委員会）】

「朝食を一人でとることが多い」と答えた児童生徒は、小学5年生で19.8%、中学2年生で35.3%、高校2年生で54.8%。

✓ 子に関することから見えた課題

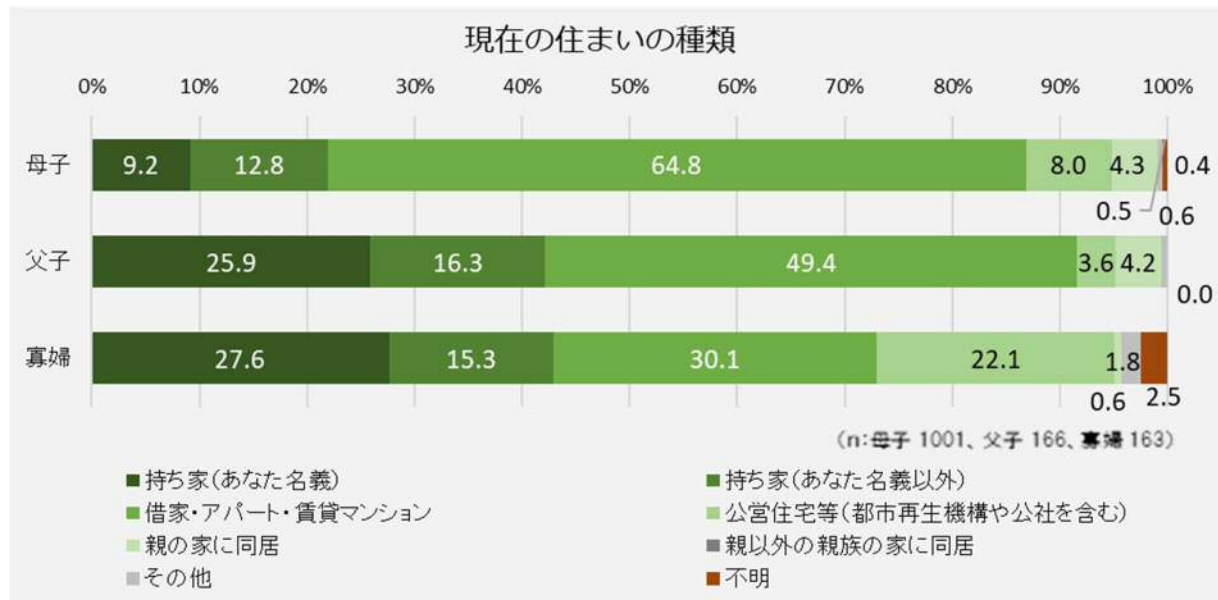
- 就学前では、保育所等の保育施設を利用している割合が高く、子どもの学年が進むにつれて自宅で過ごす割合が増える傾向にあります。子どもに関する悩みでは、子どもの学年が進むにつれ、教育や進路に関する悩みが多い傾向にあります。
- 父子家庭では、母子家庭と比較して、親子で一緒に食事をする割合が低くなっています。
- ひとり親家庭の就業による自立を支援するためにも、安心して子どもを預けられる場所の確保や、小学生の放課後の居場所を整えていく必要があります。
- また、企業に対して仕事と子育ての両立（ワーク・ライフ・バランス）の推進を働きかけていく必要があります。
- 高校生の子がいる世帯では、「就職」に関する悩みを持つ人も一定数おり（母子家庭17.0%、父子家庭27.1%）、在籍する学校以外の相談先として「札幌新卒応援ハローワーク」等の若年者向け支援窓口の周知も必要と考えられます。

Ⅰ 住居の状況

(1) 現在の住まいの種類

住まいの種類について、母子家庭・父子家庭では、「借家・アパート・賃貸マンション」と回答した割合が最も高く、次いで「持ち家（あなた名義＋あなた名義以外）」となっています。

寡婦では、「持ち家」と回答した割合が最も高く、次いで「借家・アパート・賃貸マンション」となっています。



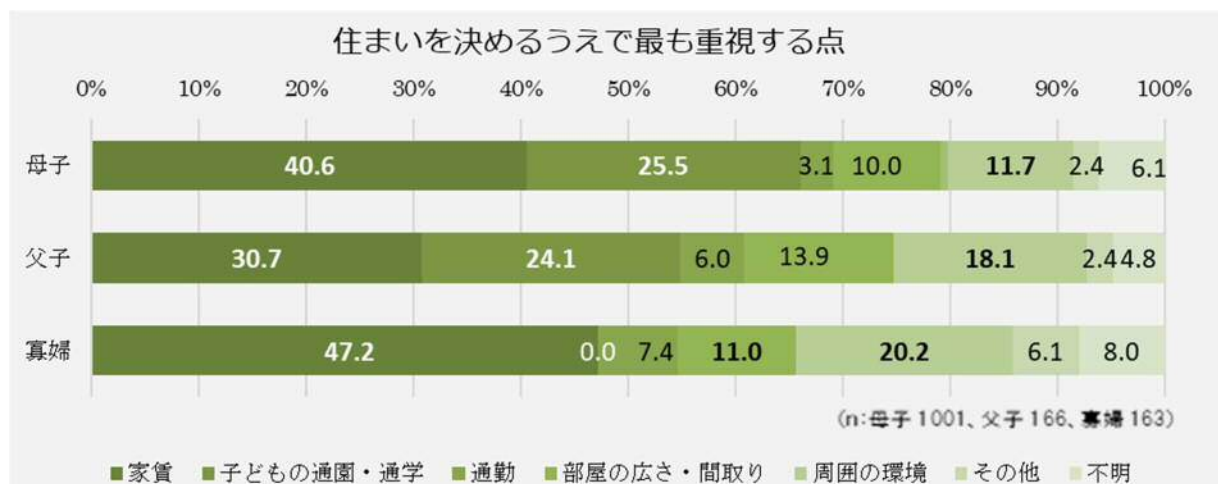
【参考：令和4年版札幌市統計書】

札幌市における住まいの種類：持ち家（48.6%）、民間借家等（44.2%）、公営住宅等（3.5%）、社宅等（2.3%）、間借り（1.5%）

(2) 住まいを決めるうえで最も重視すること

住まいを決めるうえで最も重視することについて、いずれの世帯類型においても、最も重視するのは「家賃」となっています。

次いで、母子家庭・父子家庭では「子の通園・通学」、寡婦では「周囲の環境」となっています。



(3) 希望する住まいの種類

希望する住まいの種類について、転居を希望する人のうち、母子家庭では、「借家・アパート・賃貸マンション」と回答した割合が最も高く、次いで「公営住宅等」となっており、前回調査と同じ傾向がみられます。

父子家庭では、前回調査と比べて「公営住宅等」の割合が低下しています。

寡婦では「公営住宅等」と回答した割合が最も多く、次いで「借家・アパート・賃貸マンション」となっています。

【希望する住まいの種類（前回調査との比較）】

		1 位	2 位	3 位
母子家庭	2017 年度	借家等（46.8%）	公営住宅等（34.9%）	持ち家（11.6%）
	2022 年度	借家等（54.4%）	公営住宅等（23.2%）	持ち家（18.5%）
父子家庭	2017 年度	公営住宅等（40.0%）	借家等（38.3%）	持ち家（16.7%）
	2022 年度	借家等（45.9%）	公営住宅等（26.2%）	持ち家（24.6%）
寡婦	2017 年度	公営住宅等（54.7%）	借家等（24.5%）	持ち家（7.5%）
	2022 年度	公営住宅等（40.0%）	借家等（35.0%）	持ち家（12.5%）



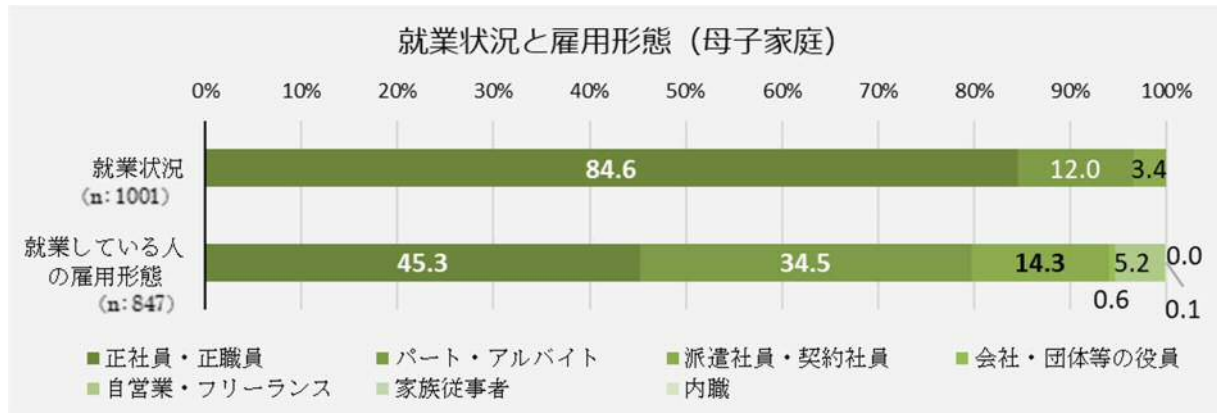
住居の状況から見えた課題

- 前回調査と比較して、公営住宅等を希望する割合が低下しています。また、住まいを決めるうえで最も重視する点では「家賃」の割合が最も高くなっています。
- 公営住宅について、希望する割合は低下していますが、「家賃」を重視する傾向もあり一定のニーズはあることから、引き続き抽選時の優遇措置等続ける必要があります。
- また、収入や住居等に課題を抱えている世帯には、生活の場が確保されたうえで自立への支援が行われる母子生活支援施設も有効であることから、制度の周知が必要です。

Ⅰ 仕事の状況

(1) 就業状況と雇用形態（母子家庭）

就業状況と雇用形態について、母子家庭の84.6%が「就業」しており、就業している人における雇用形態では、「正社員・正職員」（45.3%）と回答した割合が最も高く、次いで「パート・アルバイト」（34.5%）、「派遣社員・契約社員」（14.3%）となっています。

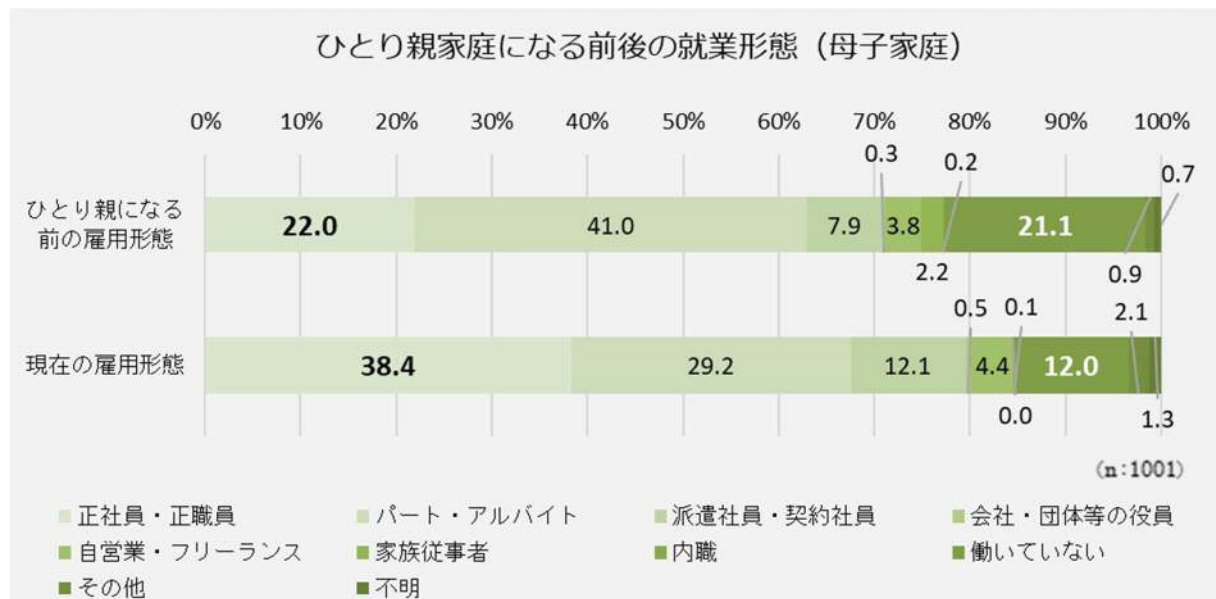


【雇用形態（母子家庭）（前回調査との比較）】

		就 業	就 業 して いる 人 の う ち の 割 合			
			正社員 正職員	パート アルバイト	派遣社員 契約社員	自営業
母子家庭	2017 年度	83.8%	35.2%	40.4%	17.8%	3.1%
	2022 年度	84.6%	45.3%	34.5%	14.3%	5.2%

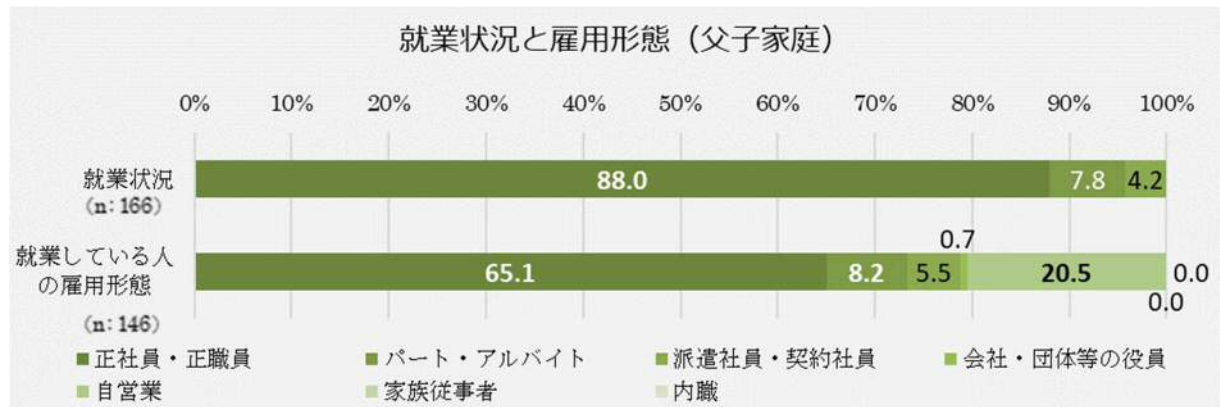
(2) ひとり親家庭になる前後の就業形態（母子家庭）

ひとり親家庭になる前後の就業形態について、「正社員・正職員」の割合が22.0%から38.4%に増加し、「働いていない」の割合が21.1%から12.0%に減少しています。



(3) 就業状況と雇用形態（父子家庭）

就業状況と雇用形態について、父子家庭の88.0%が「就業」しており、就業している人における雇用形態では、「正社員・正職員」（65.1%）の割合が最も高く、次いで「自営業」（20.5%）、「パート・アルバイト」（8.2%）となっています。

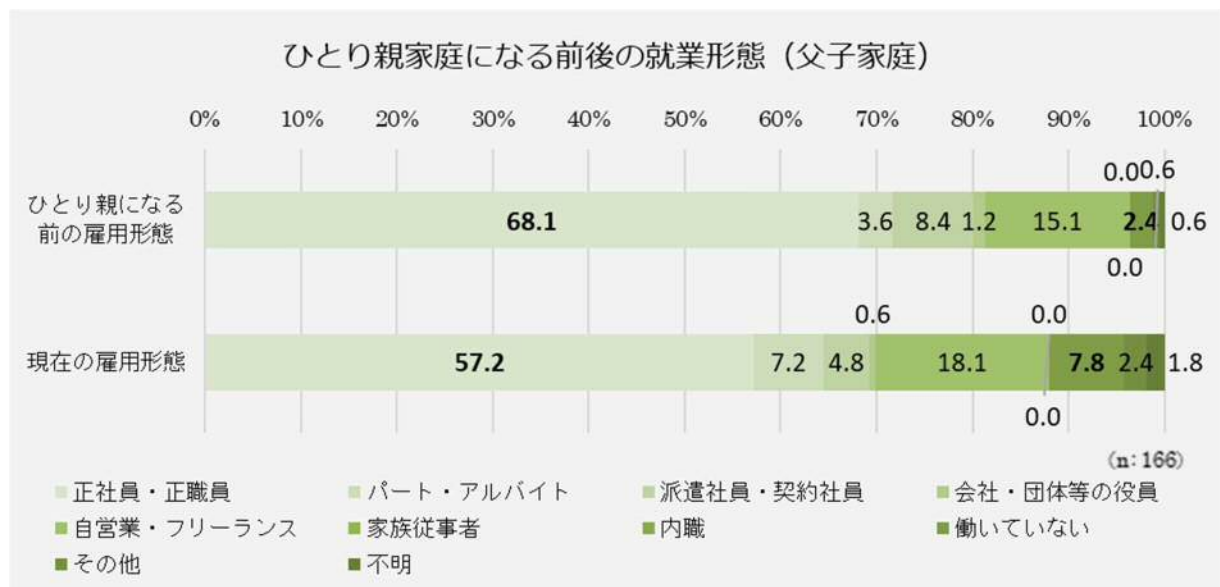


【雇用形態（父子家庭）（前回調査との比較）】

		就業	就業している人のうちの割合			
			正社員 正職員	パート アルバイト	派遣社員 契約社員	自営業
父子家庭	2017 年度	85.1%	58.8%	7.6%	8.4%	16.8%
	2022 年度	88.0%	65.1%	8.2%	5.5%	20.5%

(4) ひとり親家庭になる前後の就業形態（父子家庭）

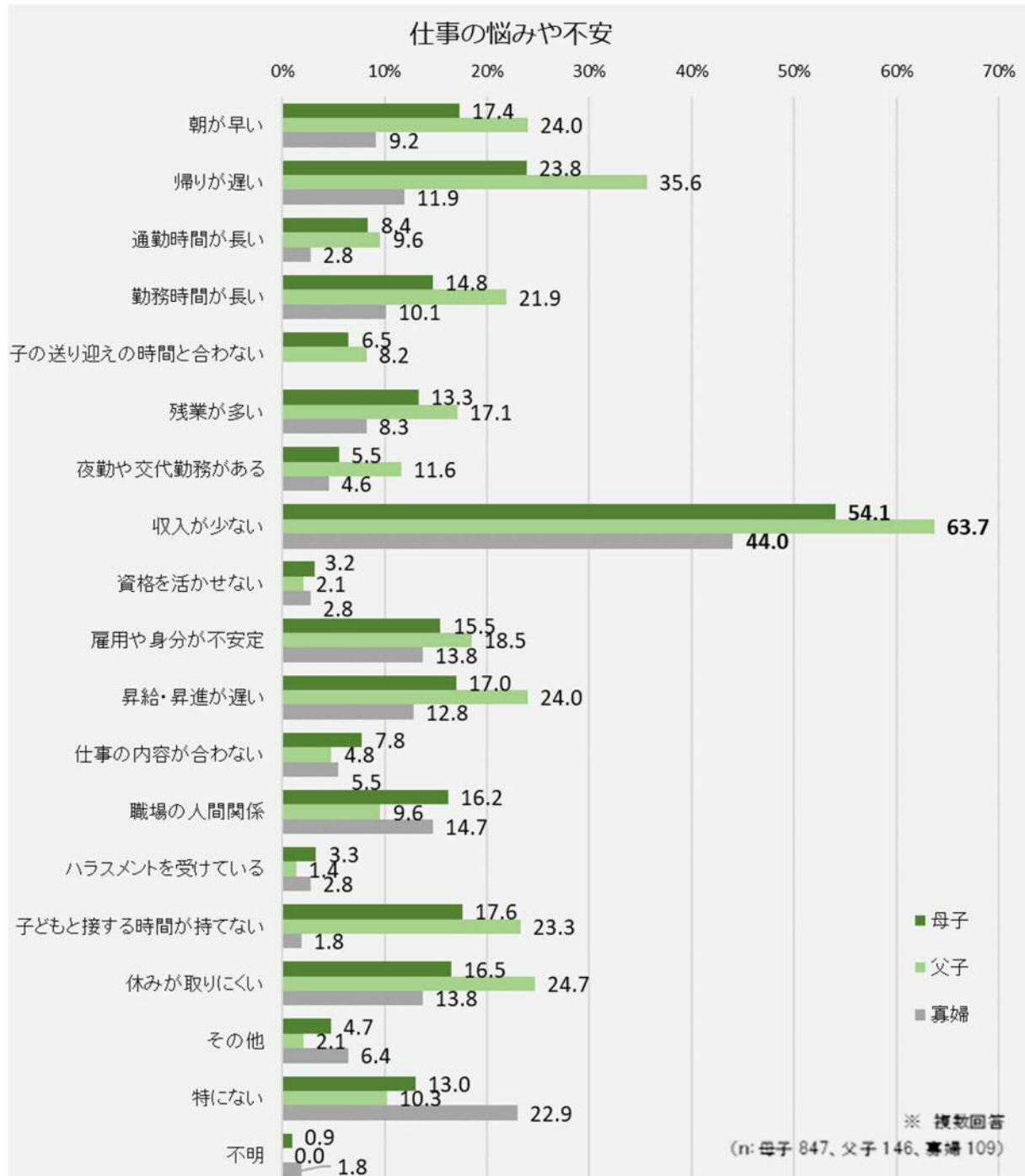
ひとり親家庭になる前後の就業形態について、「正社員・正職員」の割合が68.1%から57.2%に減少し、「働いていない」の割合が2.4%から7.8%に増加しています。



(5) 仕事の悩みや不安

仕事の悩みや不安の種類について、いずれの世帯類型においても、「収入が少ない」と回答した割合が最も多くなっています（母子家庭 54.1%、父子家庭 63.7%、寡婦 44.0%）。

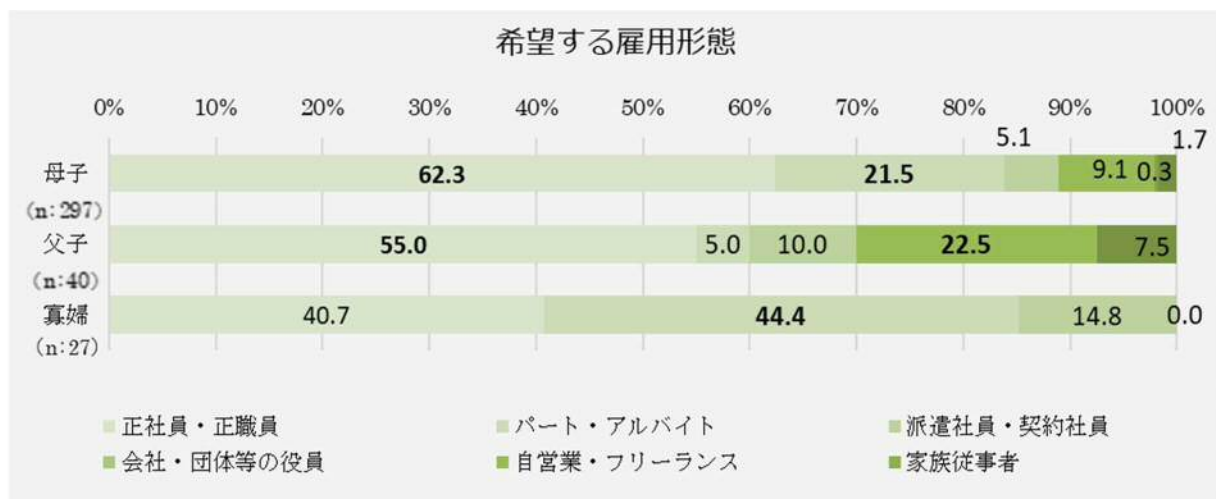
また、父子家庭は、母子家庭と比較して、ほとんどの項目で悩みを持つ割合が高い傾向にあります。



(6) 転職の希望と希望する雇用形態

転職の希望について、「今の仕事を続けたい」と回答した割合は、母子家庭 59.0%、父子家庭 61.0%、寡婦 68.8%となっており、いずれも「仕事を变えたい」と回答した人の割合を上回っています。

転職希望者または求職者の希望する雇用形態では、母子家庭では、「正社員・正職員」と回答した割合が最も高く、次いで「パート・アルバイト」となっており、父子家庭では、「正社員・正職員」と回答した割合が最も高く、次いで「自営業・フリーランス」となっています。一方寡婦では、「パート・アルバイト」と回答した割合が最も高く、次いで「正社員・正職員」となっています。



※ 現在求職中または転職を考えている方への質問

【参考：令和3年厚生労働省労働力調査】

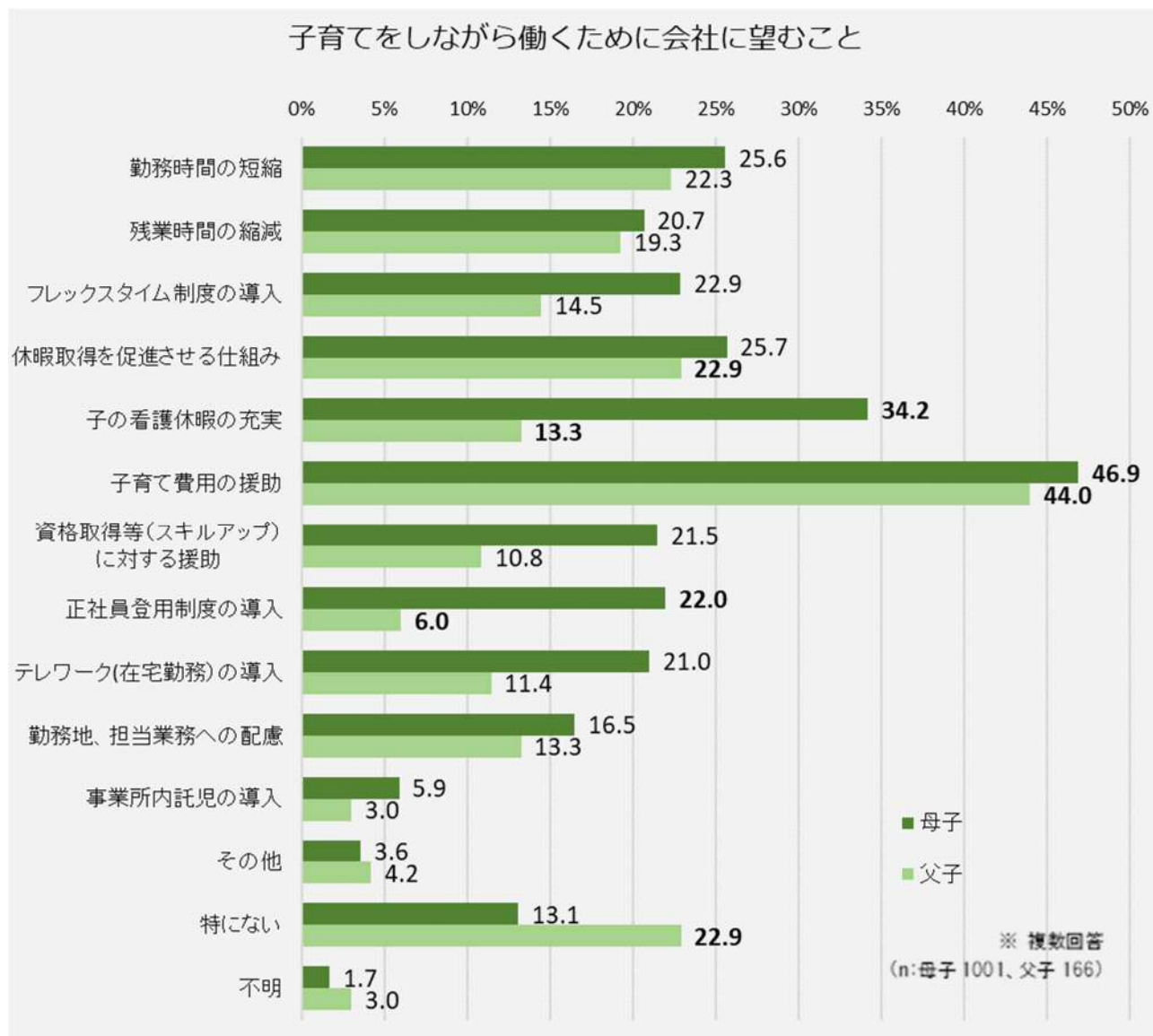
- 全国の雇用者の内の正規・非正規の割合：正規（63.3%）、非正規（36.7%）
- 札幌市の雇用者の内の正規・非正規の割合：正規（58.3%）非正規（41.7%）

(7) 子育てしながら働くために会社に望むこと

子育てをしながら働くために会社に望むことについて、母子家庭では、「子育て費用の援助」と回答した割合が最も高く、次いで「子の看護休暇の充実」となっています。

父子家庭では、「子育て費用の援助」と回答した割合が最も高く、次いで「休暇取得を促進させる仕組み」と「特にない」がともに 22.9%となっています。

母子家庭と父子家庭で 10%以上の差があった項目は「子の看護休暇の充実」(20.9%差)、「資格取得等に対する援助」(10.7%差)、「正社員登用制度の導入」(16.0%差)であり、いずれも母子家庭の割合が高くなっています。





仕事の状況から見た課題

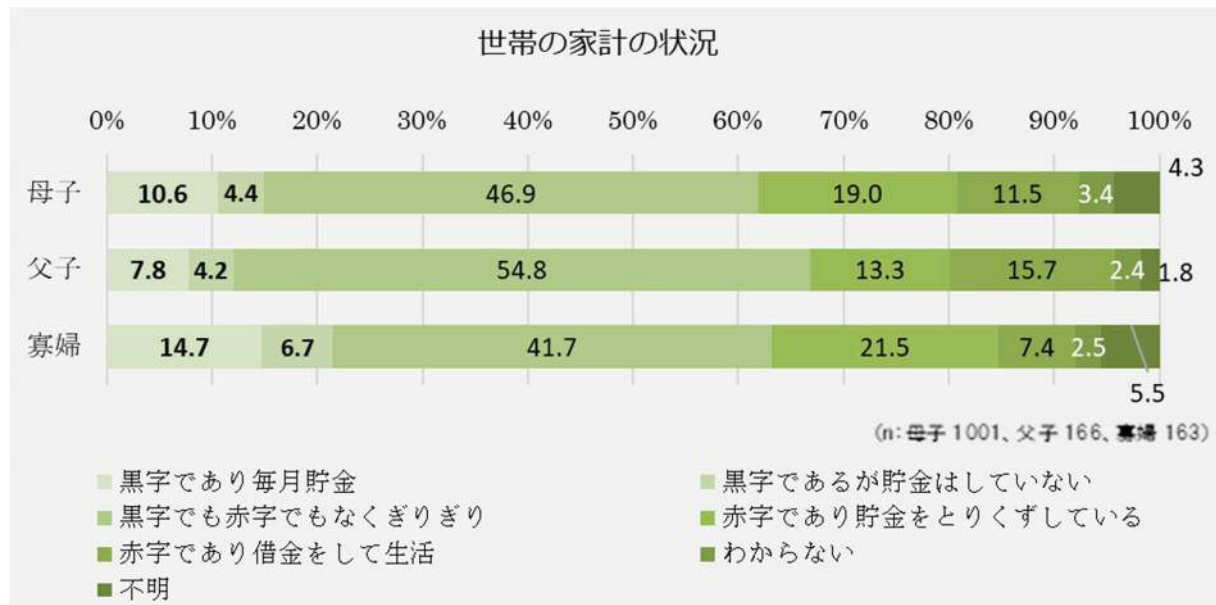
- 就業状況について、いずれの世帯類型においても、前回調査より就業している割合が増加しています。
- 就業している人の雇用形態では、いずれの世帯類型においても、「正社員・正職員」の割合が増加し、母子家庭・寡婦では「パート・アルバイト」の割合が減少しています。
- 母子家庭は、ひとり親家庭になったことにより、「正社員・正職員」の割合が増加しており、家計を支えるために就職・転職したものと推測されます。一方父子家庭は、ひとり親家庭になったことにより、「正社員・正職員」の割合が減少しており、子育ての時間を確保するために転職・退職したものと推測されます。
- 会社に望むこととして、費用援助以外では、母子家庭で「子の看護休暇の充実」、父子家庭で「休暇取得を促進させる仕組み」と回答した人が多い傾向がみられます。
- いずれの世帯類型においても、「仕事を変えたい」と回答した人よりも「今の仕事を続けたい」と回答した人の割合が高くなっています。
- 現状、就職・転職活動に関する支援施策と比較して、「今の仕事を続けるための支援」は手薄となっているため、今後どのような支援ができるか検討していきます。
- 病後児保育の充実や貸付制度の周知など、子育てと仕事の両立を支援するための取り組みを今後もすすめていく必要があります。
- 企業に対して、ワークライフバランスの確保等を含め、ひとり親家庭の家庭状況について理解を深めてもらうため働きかけていく必要があります。

Ⅰ 家計の状況

(1) 世帯の家計の状況

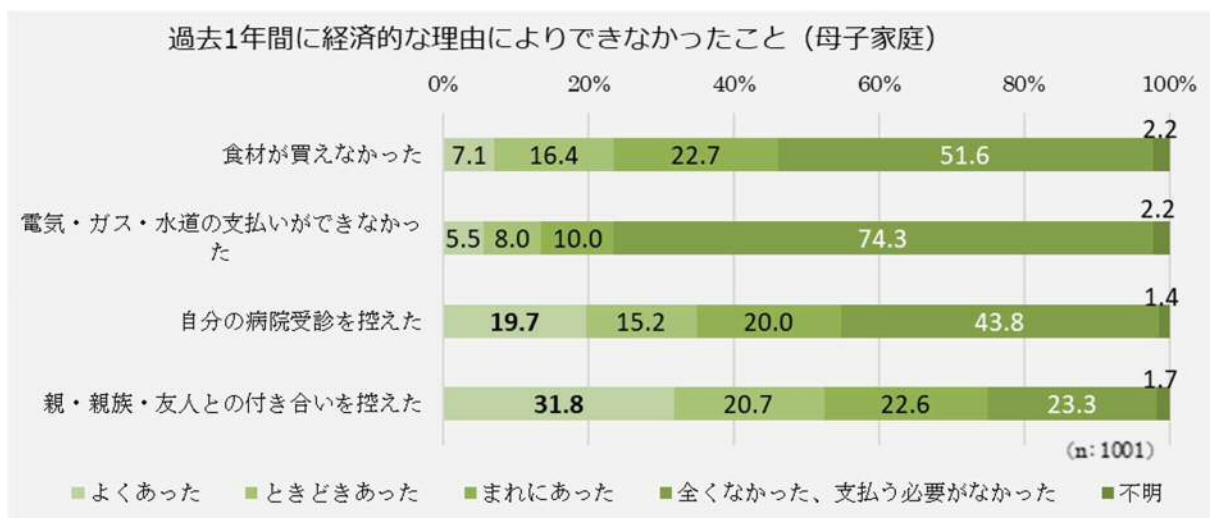
世帯の家計の状況について、母子家庭では「黒字であり毎月貯金」が10.6%、「黒字であるが貯金はしていない」が4.4%となっており、父子家庭では同7.8%、4.2%で、母子家庭・父子家庭ともに黒字と答えた割合は低くなっています。

寡婦も母子家庭・父子家庭より若干割合は高いものの、「黒字でも赤字でもなくぎりぎり」の割合が41.7%と最も高く、厳しい家計の状況がうかがえます。



(2) 経済的な理由によりできなかったこと（母子家庭）

経済的な理由によりできなかったことについて、「病院受診」や、「人との付き合い」を控えたことがあると回答した人の割合が高くなっています。

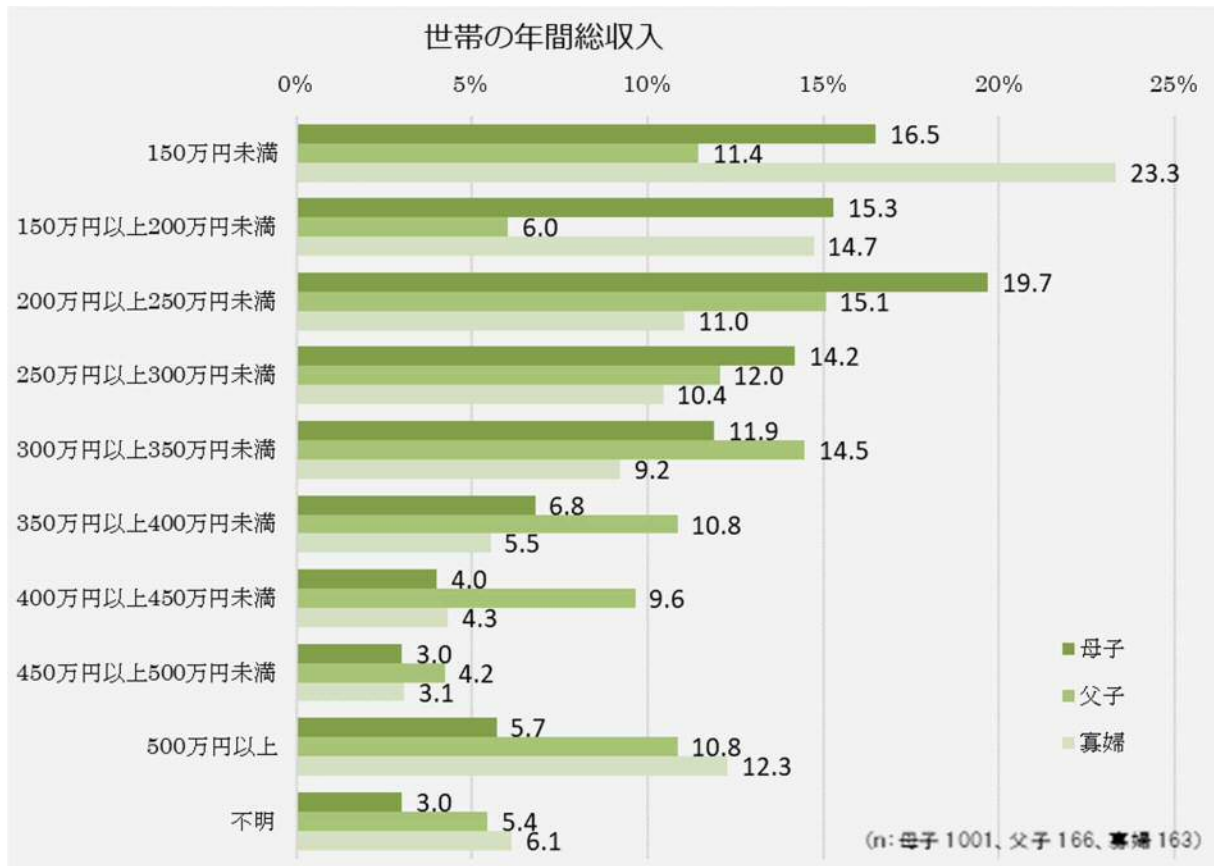


【参考：「令和3年度札幌市子どもの生活実態調査」より】

「経済的な理由により自分の病院受診を控えたことがある」と答えた人の割合：18.8%

(3) 世帯の年間総収入

世帯の年間総収入について、いずれの世帯類型においても、前回調査と比較して年間総収入が 300 万円未満の割合は低下しているものの、母子家庭では、依然として6割以上の世帯が 300 万円未満の収入で生計を立てています。

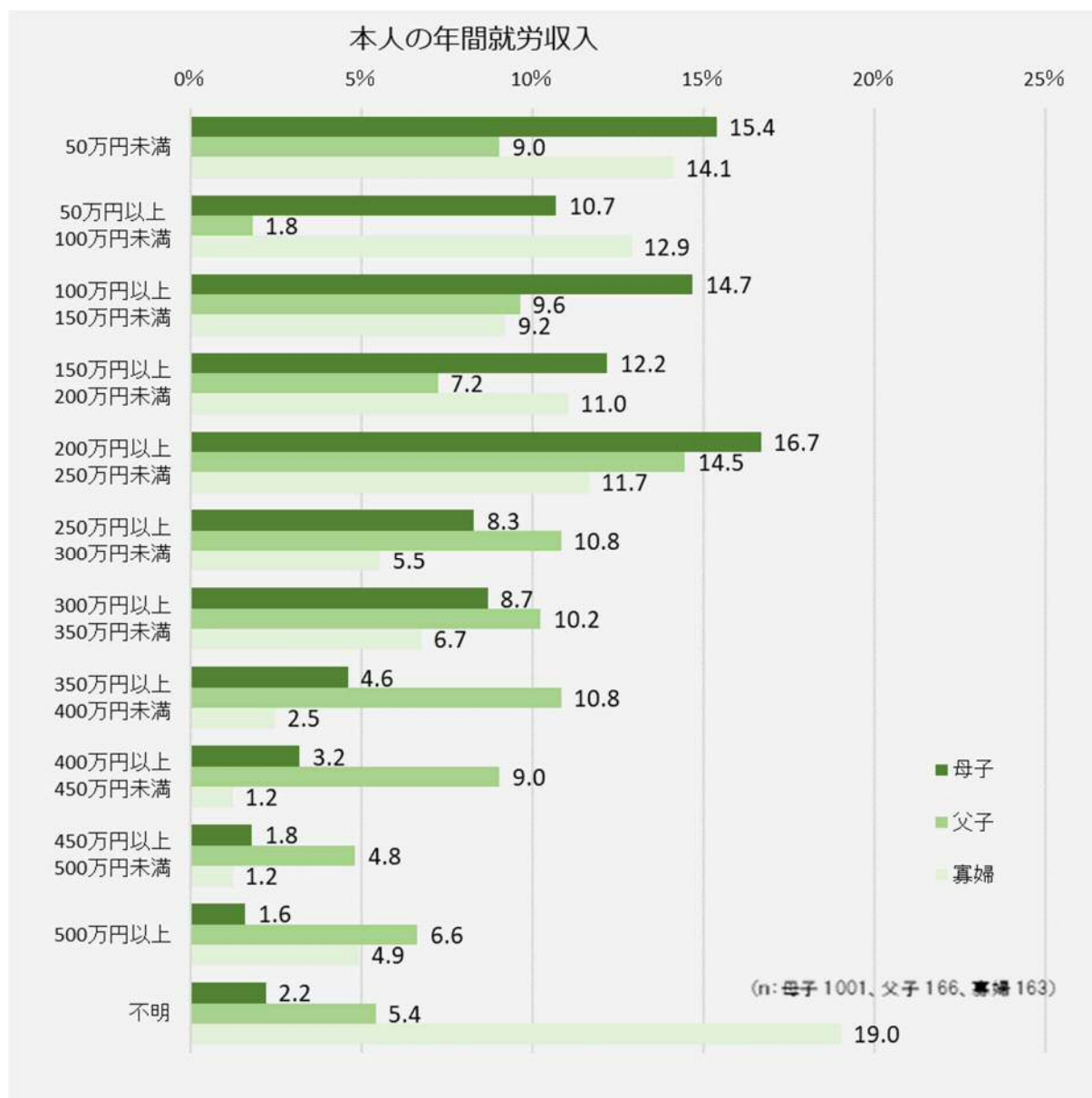


【世帯の年間総収入比較（前回調査との比較）】

		母子家庭	父子家庭	寡婦
年間総収入	2017 年度	71.3%	59.7%	62.8%
300 万円未満	2022 年度	65.6%	44.6%	59.5%

(4) 本人の年間就労収入

年間就労収入について、いずれの世帯類型においても、前回調査時と比較して年間就労収入が 200 万円未満の割合は低下しているものの、依然として母子家庭・寡婦の約 5 割が 200 万円未満となっています。



【本人の年間就労収入比較（前回調査との比較）】

		母子家庭	父子家庭	寡婦
年間就労収入	2017 年度	62.8%	37.0%	56.0%
200 万円未満	2022 年度	52.9%	27.7%	47.2%

【参考：令和 3 年厚生労働省毎月勤労統計調査】

札幌市の年間平均賃金：男性（535 万円）、女性（304 万円）

(5) 雇用形態と年間就労収入

雇用形態と年間就労収入について、母子家庭では、年間就労収入 200 万円未満の割合が最も高かったのは「パート・アルバイト」(82.2%)であり、次いで「自営業」(72.7%)、「派遣社員・契約社員」(48.8%)となっています。

父子家庭では、年間就労収入 200 万円未満の割合が最も高かったのは「パート・アルバイト」(75.0%)であり、次いで「自営業」(63.3%)、「派遣社員・契約社員」(25.0%)となっています。

【各雇用形態における年間就労収入の金額ごとの割合（母子家庭）】

雇用形態	正社員 正職員 (384 人)	パート アルバイト (292 人)	派遣社員 契約社員 (121 人)	会社等の 役員 (5 人)	自営業 (44 人)	内職 (1 人)
200 万円未満	20.1%	82.2%	48.8%	0.0%	72.7%	100.0%
200 万円～300 万円 未満	35.4%	14.7%	39.7%	40.0%	18.2%	0.0%
300 万円以上	43.8%	2.1%	10.7%	60.0%	9.1%	0.0%

※ 不明除く

【各雇用形態における年間就労収入の金額ごとの割合（父子家庭）】

雇用形態	正社員 正職員 (95 人)	パート アルバイト (12 人)	派遣社員 契約社員 (8 人)	会社・団体等 の役員 (1 人)	自営業 (30 人)
200 万円未満	8.4%	75.0%	25.0%	0.0%	63.3%
200 万円～300 万円 未満	27.4%	25.0%	50.0%	0.0%	13.3%
300 万円以上	61.1%	0.0%	25.0%	100.0%	23.3%

家計の状況から見た課題

- いずれの世帯類型においても、世帯の年間総収入が「300 万円未満」と回答した割合及び年間就労収入が「200 万円未満」と回答した割合が前回調査より減少しており、世帯収入としては増加傾向にあることが確認されました。
- 世帯収入は増加傾向にあるものの、家計の状況としては黒字世帯が母子家庭で 15.0%、父子家庭で 12.0%、寡婦で 21.4%と低い割合となっています。
- 母子家庭では、年間の就労収入が「200 万円未満」と回答した人の割合が、正社員で 20.1%、パート・アルバイトでは 82.2%と 4 倍以上の開きがみられるため、より安定した収入を得られる正規雇用への就職・転職支援を継続して行う必要があります。

Ⅰ 養育費の受け取り状況など

(1) ひとり親になった理由

ひとり親になった理由について、いずれの世帯類型においても、「離婚」が最も多く、父子家庭では「未婚」の割合は0.0%となっています。

【ひとり親になった理由】

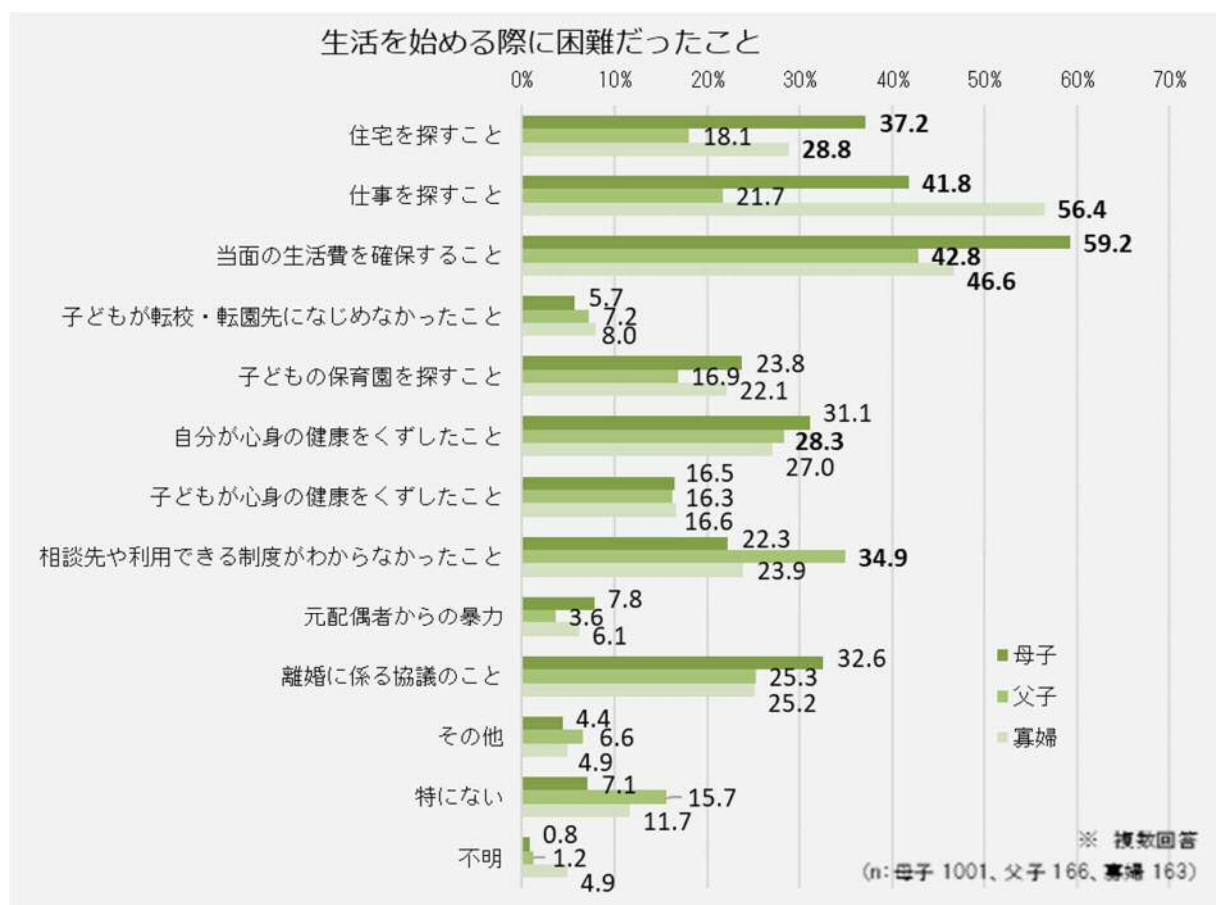
	離婚	未婚	死別	その他	不明
母子家庭	87.2%	10.8%	0.7%	0.7%	0.6%
父子家庭	90.4%	0.0%	6.6%	0.0%	3.0%
寡婦	73.0%	1.2%	22.7%	0.6%	2.5%

(2) ひとり親としての生活を始めるときに困難だったこと

ひとり親としての生活を始めるときに困難だったことについて、母子家庭では、「当面の生活費を確保すること」と回答した割合が最も高く、次いで「仕事を探すこと」、「住宅を探すこと」となっています。

父子家庭では、「当面の生活費を確保すること」と回答した割合が最も高く、次いで「相談先や利用できる制度が分からなかったこと」、「自分が心身の健康をくずしたこと」となっています。

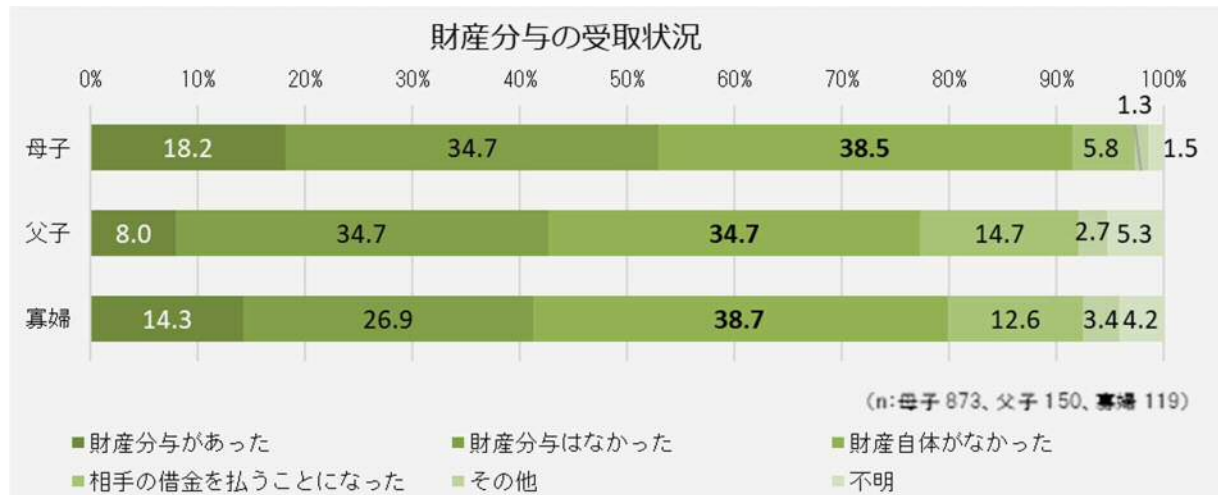
寡婦では、「仕事を探すこと」と回答した割合が最も高く、次いで「当面の生活費を確保すること」、「住宅を探すこと」となっています。



(3) 財産分与の状況

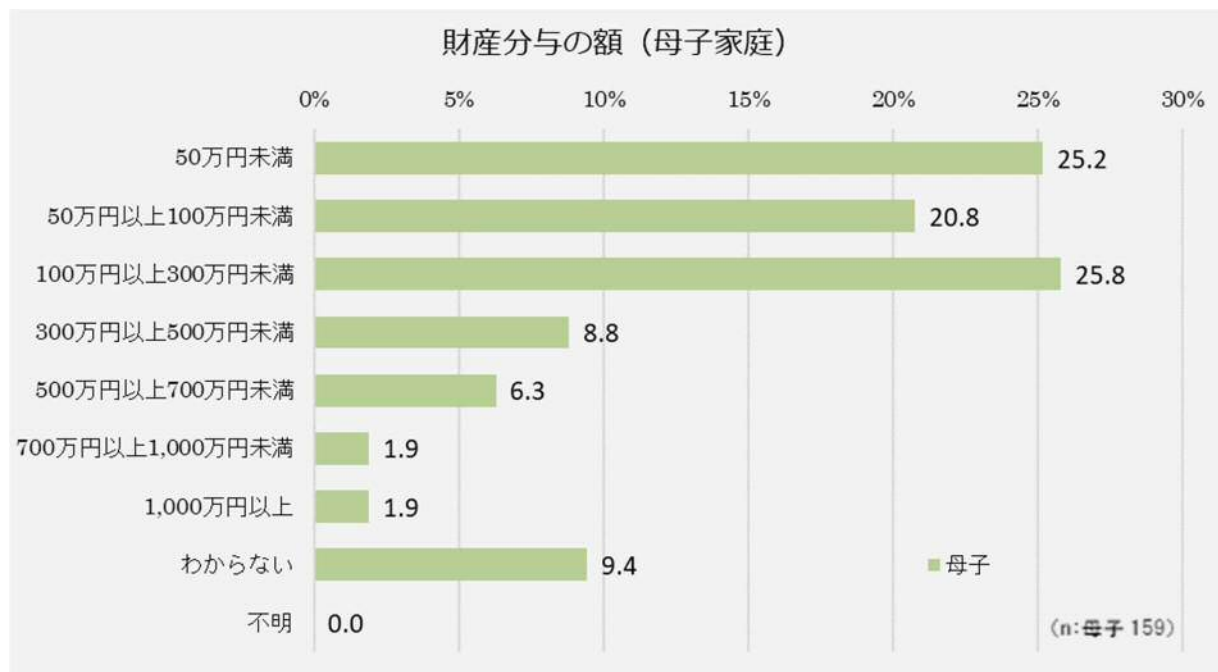
母子家庭では「財産分与があった」と回答した割合が18.2%であった一方で、「財産分与はなかった」(34.7%)と「財産自体がなかった」(38.5%)の割合が高くなっています。

父子家庭では「財産分与があった」と回答した割合が8.0%と、母子家庭と比較して低くなっています。寡婦では、「財産分与があった」と回答した割合が14.3%であった一方で、「財産分与はなかった」(26.9%)と「財産自体がなかった」(38.7%)の割合が高くなっています。



(4) 財産分与の受領額（母子家庭）

財産分与の額で最も回答者が多かったのは、「100 万円以上 300 万円未満」(25.8%)となっています。



(5) 養育費の取決状況

養育費の取決状況について、母子家庭では、「養育費の取決めをした」と回答した割合が、前回調査時と比べ11.1%増加し63.7%となっています。

父子家庭では、「養育費取決めをした」人の割合が、前回調査時とほぼ変わらず、20.7%となっています。

寡婦では、「養育費取決めをした」人の割合が58.8%となっています（前回調査データなし）。



【養育費の取決状況比較（前回調査との比較）】

		取決めをした	取決めをしなかった
母子家庭	2017 年度	52.6%	47.1%
	2022 年度	63.7%	34.0%
父子家庭	2017 年度	21.0%	76.6%
	2022 年度	20.7%	76.0%
寡婦	2022 年度	58.8%	40.3%

※ 前回調査時寡婦データなし

(6) 養育費の受取状況

養育費の受取状況について、母子家庭では「現在も受け取っている」と回答した割合が前回調査と比べ9.6%増加し43.6%となっています。

【養育費の受取状況（前回調査との比較）】

		現在も受け取っている	受け取ったことがある	受け取ったことがない
母子家庭	2017 年度	34.0%	16.5%	49.7%
	2022 年度	43.6%	15.9%	37.1%
父子家庭	2017 年度	6.5%	2.9%	87.8%
	2022 年度	6.0%	4.0%	86.7%

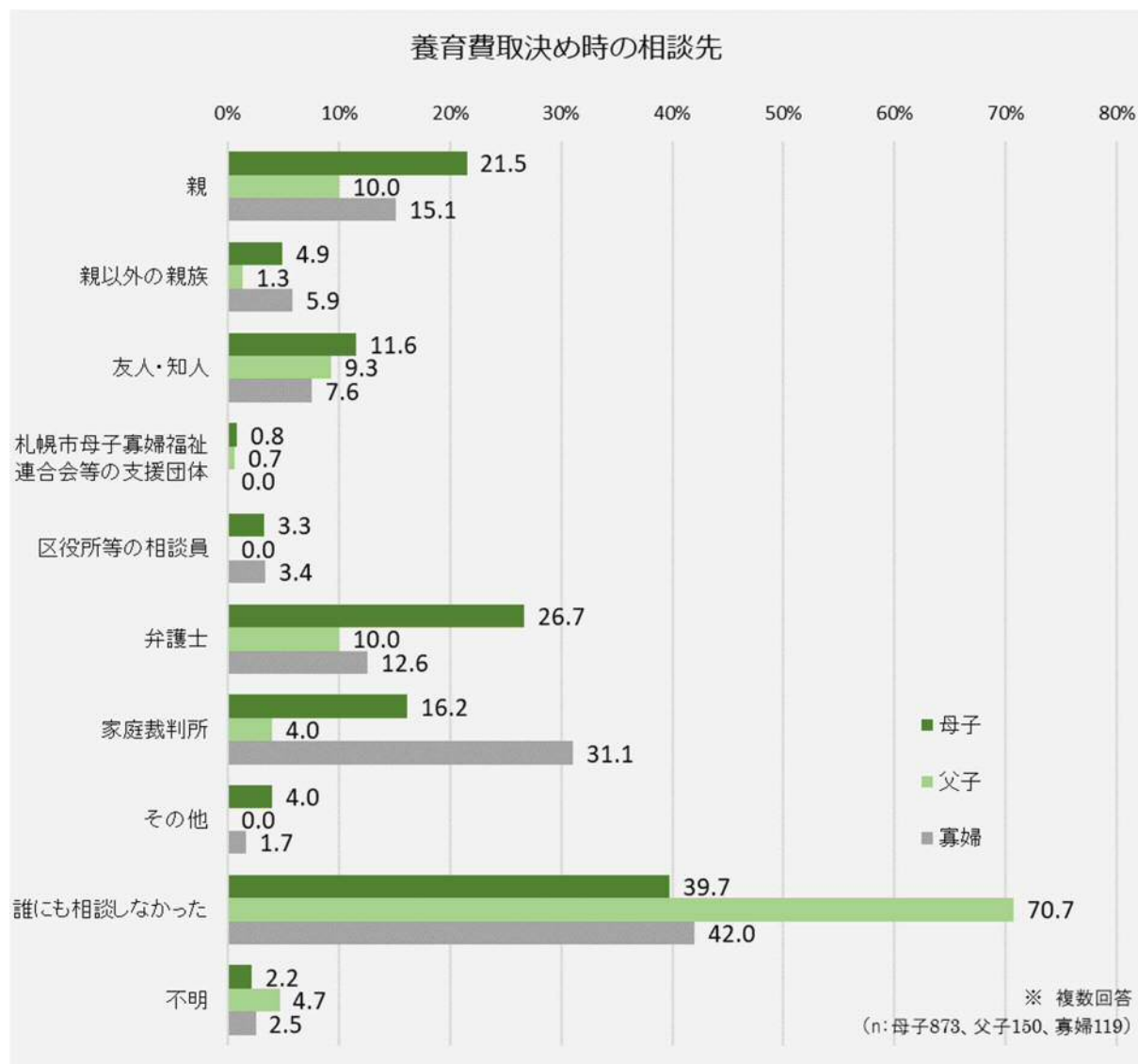
※ 「その他」・「不明」を除く

(7) 養育費取決め時の相談先

養育費取決め時の相談先について、母子家庭では、「誰にも相談しなかった」と回答した割合が最も高く、次いで「弁護士」、「親」となっています。

父子家庭では、「誰にも相談しなかった」と回答した割合が最も高く、次いで「親・弁護士」、「友人・知人」となっています。

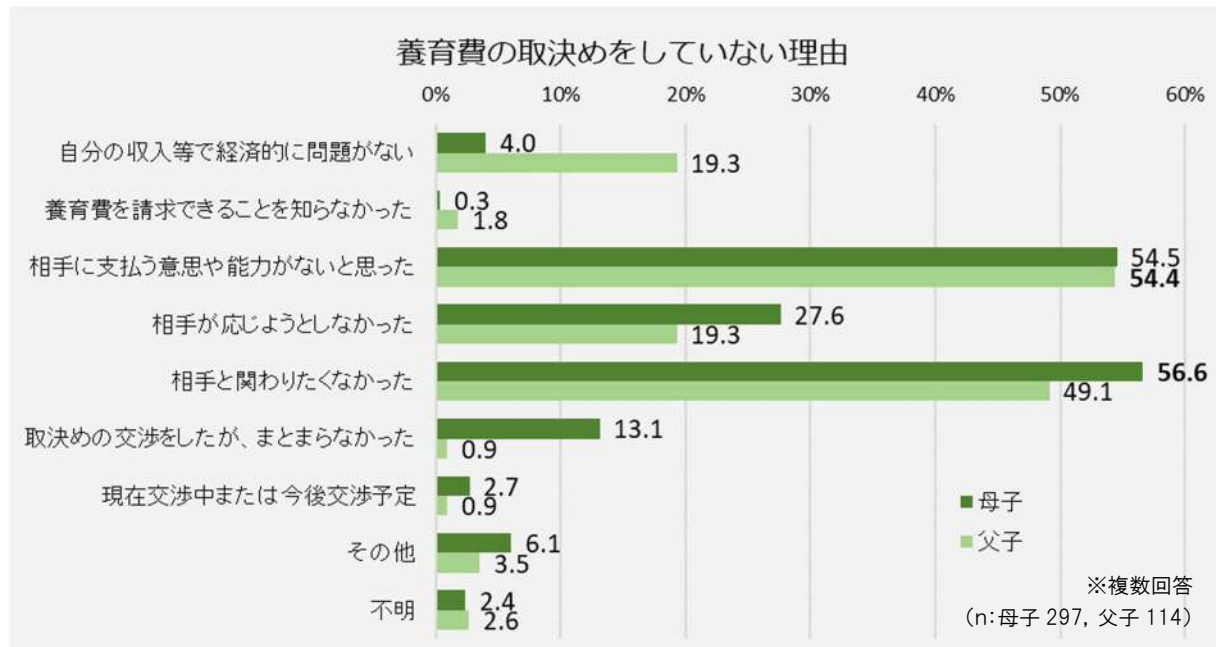
寡婦では、「誰にも相談しなかった」と回答した割合が最も高く、次いで「家庭裁判所」、「親」となっています。



(8) 養育費の取決めをしていない理由

養育費の取決めをしていない理由について、母子家庭では、「相手と関わりたくなかった」と回答した割合が最も高く、次いで「相手に支払う意思や能力がないと思った」、「相手が応じようとしなかった」となっています。

父子家庭では「相手に支払う意思や能力がないと思った」と回答した割合が最も高く、次いで「相手と関わりたくなかった」、同率で「自分の収入等で経済的に問題がない・相手が応じようとしなかった」となっています。

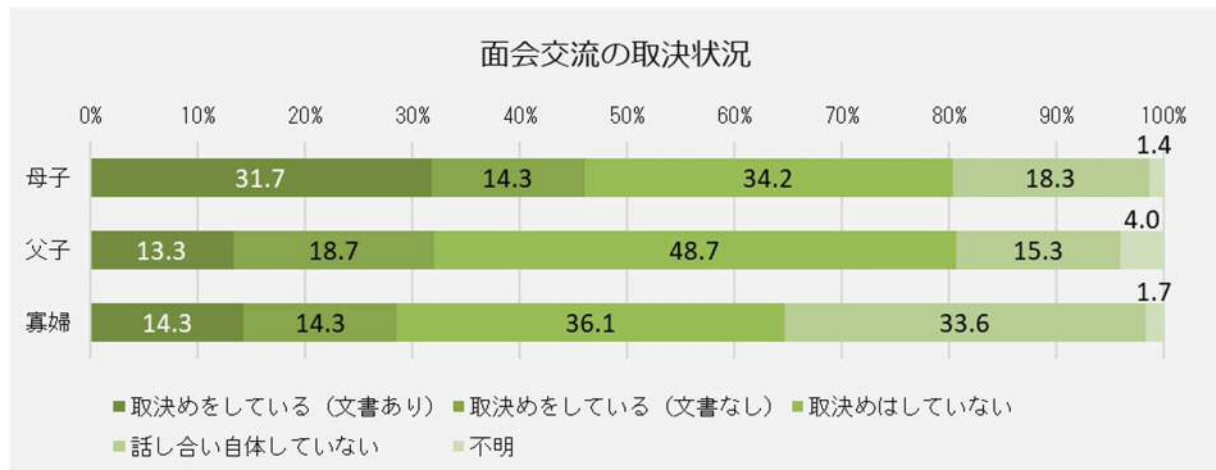


※ ひとり親になった理由が「離婚」かつ「養育費の取決めをしていない」と回答した人のみ

(9) 面会交流の取決め状況

面会交流の取決め状況について、母子家庭では、「面会交流の取決めをした」と回答した割合が前回調査時より 9.5% 増加し、46.0% となっています（「取決めをしている（31.7%）」と「取決めをしている（文書なし）（14.3%）」の合計）。

父子家庭では、「面会交流の取決めをした」と回答した割合が前回調査時より 3.5% 減少し、32.0% となっています（「取決めをしている（13.3%）」と「取決めをしている（文書なし）（18.7%）」の合計）。



※ ひとり親になった理由を「離婚」と回答した人のみ

【面会交流の取決め状況比較（前回調査との比較） ※前回調査時寡婦データなし】

		取決めをした	取決めをしなかった
母子家庭	2017 年度	36.5%	63.0%
	2022 年度	46.0%	52.6%
父子家庭	2017 年度	35.5%	63.8%
	2022 年度	32.0%	64.0%
寡婦	2022 年度	28.6%	69.7%

(10) 面会交流の実施状況

母子家庭、父子家庭とも「行ったことがない」と回答した割合が最も高く、次いで「過去に行ったことがあるが現在は行っていない」となっています。

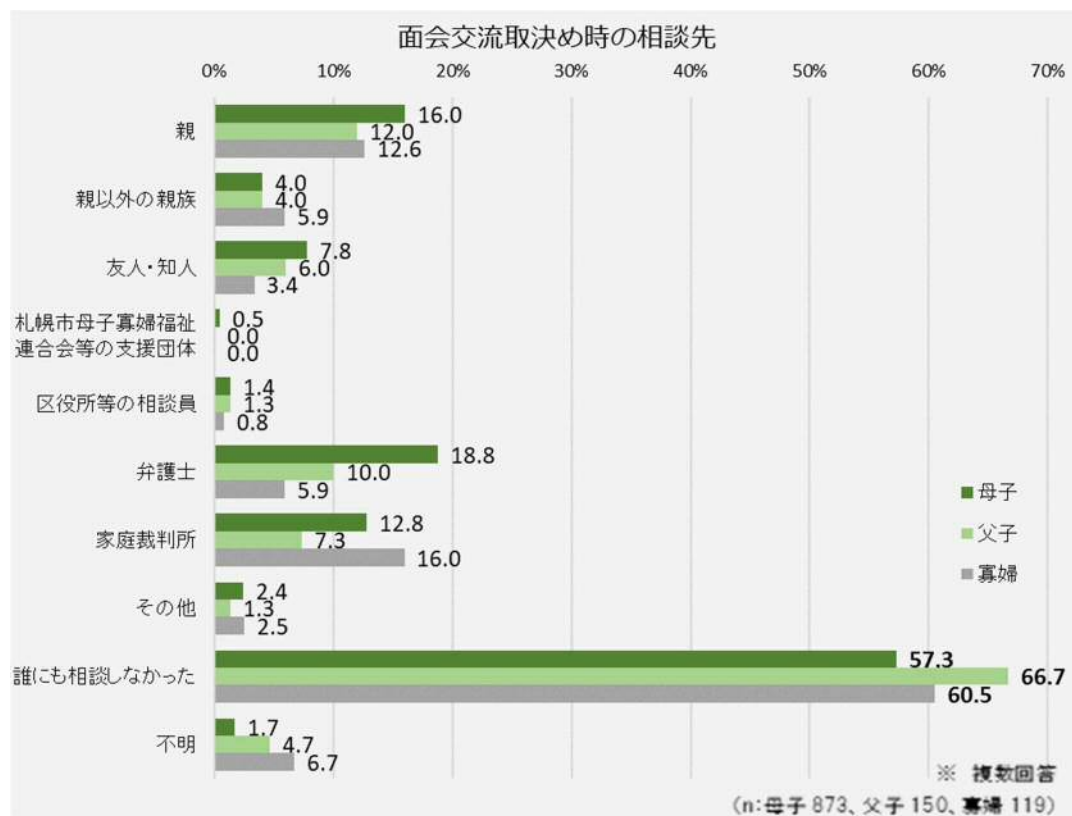
【面会交流の実施状況（前回調査との比較）】

		現在も行っている	過去に行ったことはある が現在は行っていない	行ったことがない
母子家庭	2017 年度	27.2%	15.3%	47.0%
	2022 年度	32.8%	19.4%	38.4%
父子家庭	2017 年度	34.7%	12.3%	38.4%
	2022 年度	34.0%	14.0%	36.0%

※ 「現在も行っている」は「月2回以上」～「年に1回程度」の合計値

(11) 面会交流取決め時の相談先

面会交流取決め時の相談先について、いずれの世帯類型においても、「誰にも相談しなかった」と割合が最も高く、次いで母子家庭では「弁護士」、父子家庭では「親」、寡婦では「家庭裁判所」となっています。



※ ひとり親になった理由を「離婚」と回答した人のみ

(12) 面会交流の取決めをしていない理由

面会交流の取決めをしていない理由について、母子家庭では「相手と関わりたくなかった」と回答した割合が最も高く、次いで「相手が養育費を支払わないから」、「取決めをしなくても交流できている」となっています。

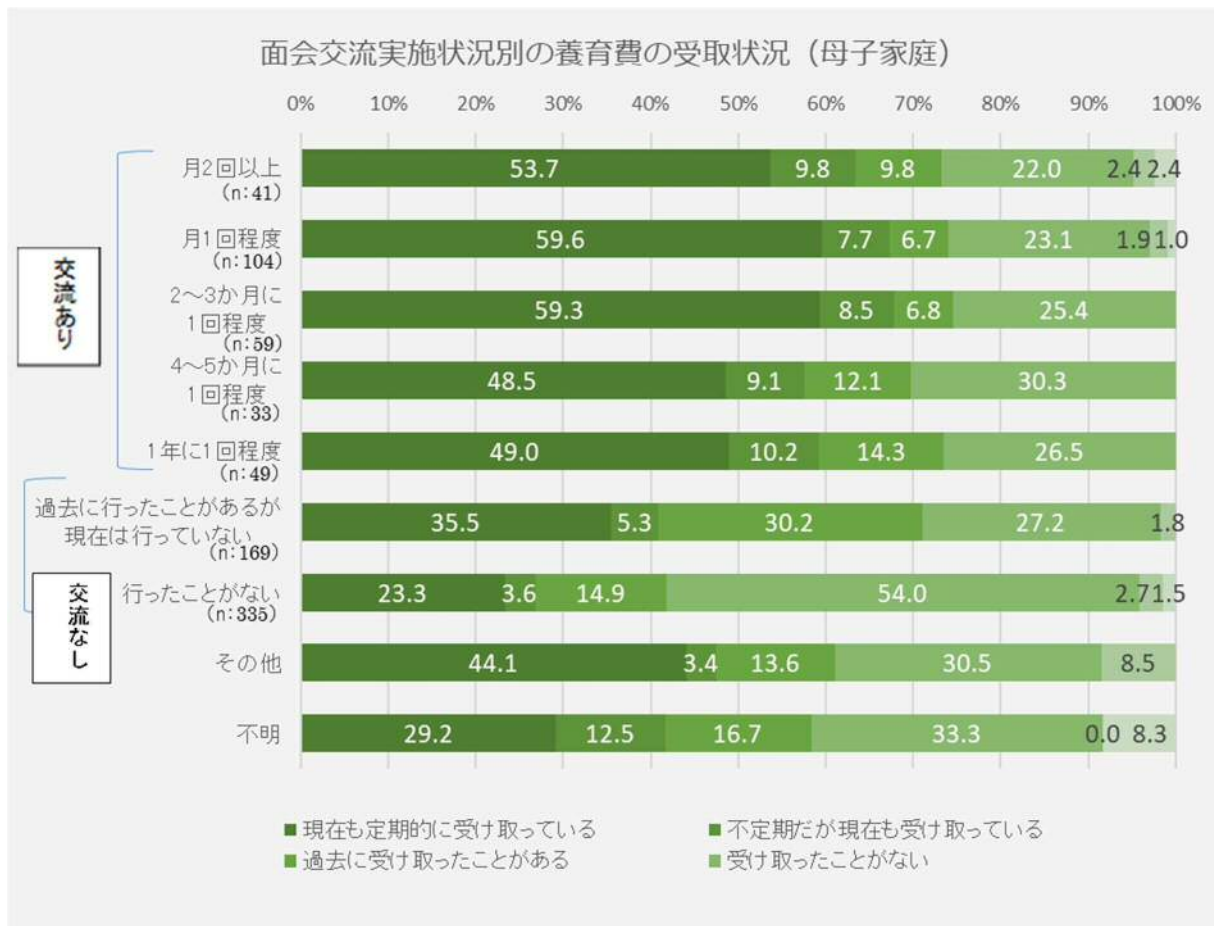
父子家庭では「相手と関わりたくなかった」と回答した割合が最も高く、次いで「取決めをしなくても交流できている」、「子どもが会いたがらない」となっています。

【面会交流の取決めをしていない理由上位3つの比較（前回調査との比較）】

		1 位	2 位	3 位
母子家庭	2017 年度	相手と関わりたくなかった (50.1%)	相手が養育費を支払わないから (22.0%)	子どもが会いたがらない (18.5%)
	2022 年度	相手と関わりたくなかった (45.3%)	相手が養育費を支払わないから (19.8%)	取決めをしなくても交流できている (19.4%)
父子家庭	2017 年度	相手と関わりたくなかった (58.0%)	子どもが会いたがらない (14.8%)	取決めをしなくても交流できている (11.4%)
	2022 年度	相手と関わりたくなかった (36.5%)	取決めをしなくても交流できている (24.0%)	子どもが会いたがらない (21.9%)

(13) 面会交流実施状況別の養育費の受取状況（母子家庭）

養育費の受取率を面会交流の実施状況別にみると、定期的な面会交流を行っている人の方が現在面会交流を行っていない人よりも養育費の受取率が高い傾向にあります。





養育費や面会交流から見た課題

- 母子家庭では、養育費の取決め・受取率は上昇しているものの、「取決めをしていない」と回答した人の割合が34.0%、「受け取ったことがない」と回答した人の割合が37.1%となっています。
- 面会交流の取決めをしていない理由について、前回調査時より「取決めをなくても交流できている」と回答した人の割合が増加している状況が確認できました。
- 養育費及び面会交流取決め時の相談について、母子家庭、父子家庭とも「誰にも相談しなかった」と回答した割合が最も高く、また、市の相談窓口である「区役所等の相談員」、「札幌市母子寡婦福祉連合会（ひとり親家庭支援センター）」が相談相手になっている割合が極めて低くなっており、ここでも公的機関の相談窓口の認知が進んでいない状況が明らかとなっています。
- 母子家庭で、養育費を「受け取ったことがない」と回答した人の割合は、面会交流の実施状況が「月2回以上」と回答した人では22.0%であるのに対し、「行ったことがない」と回答した人では54.0%となっているため、面会交流の実施は養育費という経済的な面にも影響を与えている可能性もうかがえます。
- 養育費の取決めをしている割合は増加傾向であり、引き続き実効性のある支援を行っていきます。
- 離婚の届け出の場面などにおいて、相談窓口を周知するなどの取組が必要です。
- 「面会交流の取決めをしていない理由」に「子どもの連れ去りや虐待の恐れがある」、「子どもが会いたがらない」と回答した人も少なからずおり、また、離婚の原因がDVである等、必ずしも面会交流の推進によってひとり親家庭の福祉向上に繋がるわけではないと推測されることから、支援については様々な可能性を考慮しつつ、慎重な対応をする必要があると考えられます。

Ⅰ 支援制度等

(1) 支援制度の利用率・認知度

① 母子家庭

支援制度の利用率・認知度について、新規事業である「養育費確保支援事業」以外の全ての事業で認知度が向上しています。

今回の調査で最も利用率が高かったのは「母子・婦人相談員」（12.8％）であり、最も認知度が高かったのは「自立支援教育訓練給付金」の51.2％（「利用あり」と「知っている」の合計）でした。

今回の調査で最も利用率が低かったのは「高等学校卒業程度認定試験合格支援事業」（0.0％）であり、最も「知らない」の割合が高かったのは新規事業である「養育費確保支援事業」の77.4％でした。

【支援制度の利用率・認知度（母子家庭）（前回調査との比較）】

		利用あり	利用はないが 知っている	知らない	認知度の推移 （「利用あり」＋ 「知っている」）
母子・婦人相談員	2017 年度	10.1%	26.0%	49.0%	36.1%→41.7%
	2022 年度	12.8%	28.9%	53.0%	➡
母子父子寡婦 福祉資金貸付金	2017 年度	3.3%	29.6%	52.5%	32.9%→41.7%
	2022 年度	3.1%	38.6%	53.1%	➡
自立支援 教育訓練給付金	2017 年度	3.4%	33.5%	48.3%	36.9%→ 51.2%
	2022 年度	3.1%	48.1%	43.6%	➡
高等職業訓練 促進給付金	2017 年度	3.8%	22.7%	58.1%	26.5%→42.1%
	2022 年度	3.2%	38.9%	52.4%	➡
高等職業訓練 促進資金貸付金	2017 年度	1.4%	22.3%	60.6%	23.7%→36.7%
	2022 年度	2.0%	34.7%	57.8%	➡
高等学校卒業程度 認定試験合格支援事業	2017 年度	0.1%	11.6%	71.5%	11.7%→25.3%
	2022 年度	0.0%	25.3%	68.9%	➡
母子生活支援施設	2017 年度	2.5%	32.7%	49.1%	35.2%→38.8%
	2022 年度	1.6%	37.2%	55.6%	➡
養育費確保支援事業	2017 年度	—	—	—	（新規）→16.8%
	2022 年度	0.1%	16.7%	77.4%	
ひとり親家庭 支援センター	2017 年度	6.5%	28.4%	50.3%	34.9%→49.1%
	2022 年度	6.5%	42.6%	45.8%	➡
ひとり親家庭等 日常生活支援事業	2017 年度	1.3%	18.6%	64.2%	19.9%→26.3%
	2022 年度	1.5%	24.8%	68.1%	➡
学習支援 ボランティア事業	2017 年度	2.7%	24.1%	57.6%	26.8%→32.1%
	2022 年度	4.5%	27.6%	62.5%	➡

② 父子家庭

支援制度の利用率・認知度について、新規事業である「養育費確保支援事業」以外の全ての事業で認知度が向上しています。

今回の調査で最も利用率が高かったのは「ひとり親家庭支援センター」の4.2%で、最も認知度が高かったのは「自立支援教育訓練給付金」の26.5%（「利用あり」と「知っている」の合計）でした。

今回の調査で最も「知らない」の割合が高かったのは、「高等学校卒業程度認定試験合格支援事業」の74.7%でした。

【支援制度の利用率・認知度（父子家庭）（前回調査との比較）】

		利用あり	利用はないが 知っている	知らない	認知度の推移 （「利用あり」＋ 「知っている」）
母子・婦人相談員	2017 年度	2.6%	9.1%	74.7%	11.7%→27.1%
	2022 年度	3.6%	23.5%	63.3%	➡
母子父子寡婦 福祉資金貸付金	2017 年度	0.0%	7.8%	77.9%	7.8%→22.3%
	2022 年度	1.8%	20.5%	68.1%	➡
自立支援 教育訓練給付金	2017 年度	0.6%	8.4%	76.6%	9.0%→26.5%
	2022 年度	0.0%	26.5%	63.3%	➡
高等職業訓練 促進給付金	2017 年度	0.6%	7.8%	77.9%	8.4%→24.1%
	2022 年度	0.6%	23.5%	65.7%	➡
高等職業訓練 促進資金貸付金	2017 年度	0.0%	4.5%	81.2%	4.5%→19.9%
	2022 年度	0.0%	19.9%	69.9%	➡
高等学校卒業程度 認定試験合格支援事業	2017 年度	0.0%	3.9%	81.8%	3.9%→15.1%
	2022 年度	0.6%	14.5%	74.7%	➡
養育費確保支援事業	2017 年度	—	—	—	（新規）→7.8%
	2022 年度	0.0%	7.8%	61.4%	
ひとり親家庭 支援センター	2017 年度	1.9%	14.9%	70.1%	16.8%→25.3%
	2022 年度	4.2%	21.1%	45.2%	➡
ひとり親家庭等 日常生活支援事業	2017 年度	0.6%	9.1%	76.0%	9.7%→14.5%
	2022 年度	0.6%	13.9%	54.8%	➡
学習支援 ボランティア事業	2017 年度	0.6%	9.1%	76.0%	9.7%→10.2%
	2022 年度	1.2%	9.0%	59.0%	➡

③ 寡婦

支援制度の利用率・認知度について、新規事業である「養育費確保支援事業」以外の全ての事業で認知度が向上しています。

今回の調査で最も利用率が高かったのは「母子・婦人相談員」の30.7%で、最も認知度が高かったのは「母子生活支援施設」の54.6%（「利用あり」と「知っている」の合計）でした。

また、今回の調査で最も「知らない」の割合が高かったのは、新規事業である「養育費確保支援事業」の43.6%でした。

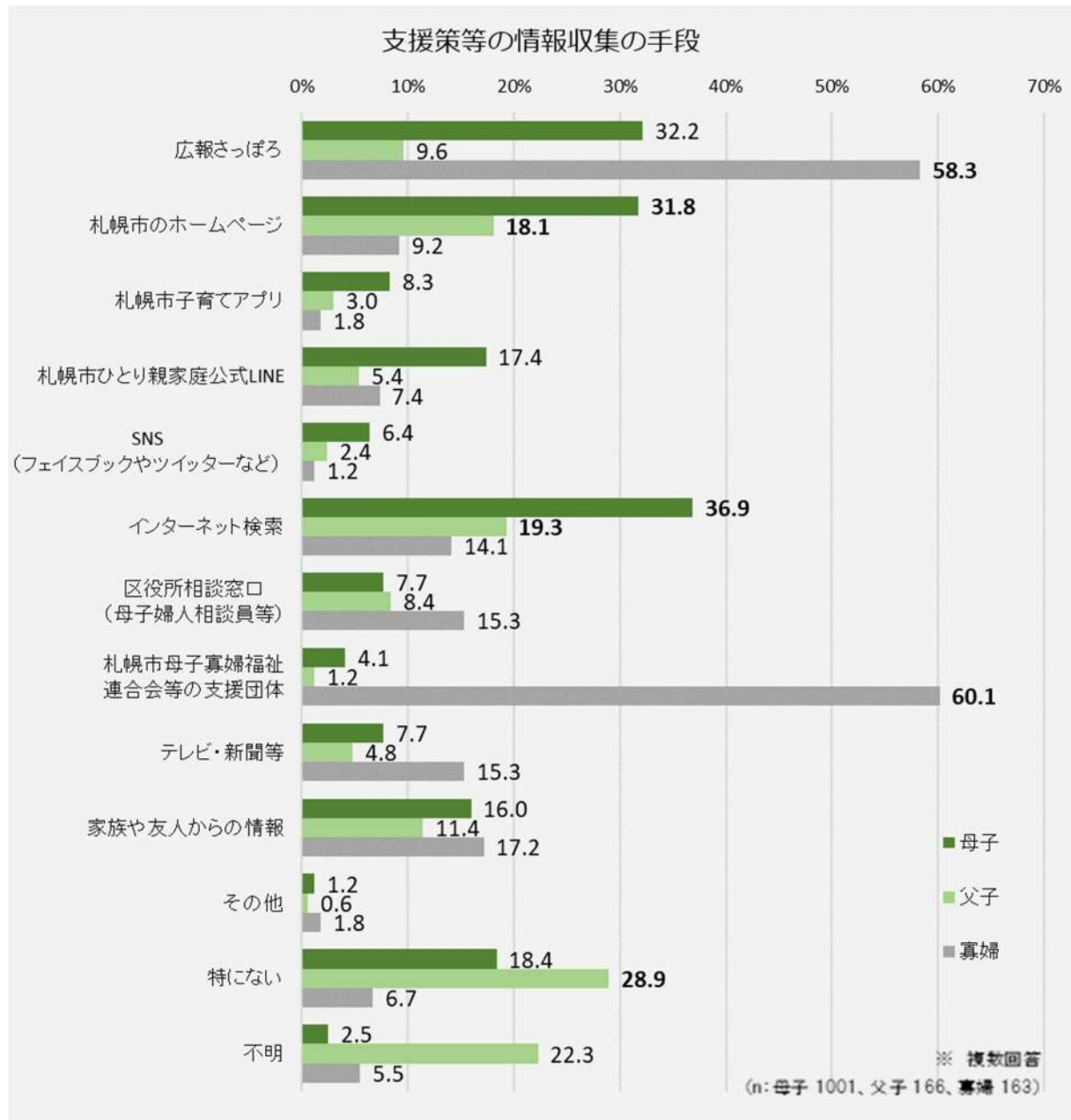
【支援制度の利用率・認知度（寡婦）（前回調査との比較）】

		利用あり	利用はないが 知っている	知らない	認知度の推移 （「利用あり」＋ 「知っている」）
母子・婦人相談員	2017 年度	25.7%	33.0%	15.2%	58.6%→65.0%
	2022 年度	30.7%	34.4%	21.5%	➡
母子父子寡婦 福祉資金貸付金	2017 年度	20.9%	38.7%	15.2%	59.7%→62.6%
	2022 年度	17.8%	44.8%	17.8%	➡
自立支援 教育訓練給付金	2017 年度	4.2%	41.4%	19.4%	45.5%→54.0%
	2022 年度	4.3%	49.7%	20.9%	➡
高等職業訓練 促進給付金	2017 年度	2.6%	35.6%	26.2%	38.2%→44.8%
	2022 年度	4.9%	39.9%	29.4%	➡
高等職業訓練 促進資金貸付金	2017 年度	0.5%	33.0%	30.9%	33.5%→46.6%
	2022 年度	0.6%	46.0%	26.4%	➡
高等学校卒業程度 認定試験合格支援事業	2017 年度	0.0%	20.4%	40.8%	20.4%→35.0%
	2022 年度	0.0%	35.0%	37.4%	➡
母子生活支援施設	2017 年度	2.1%	42.4%	19.4%	44.5%→54.6%
	2022 年度	4.3%	50.3%	20.2%	➡
養育費確保支援事業	2017 年度	—	—	—	（新規）→28.8%
	2022 年度	0.0%	28.8%	43.6%	➡
ひとり親家庭 支援センター	2017 年度	10.5%	39.3%	17.3%	49.7%→56.4%
	2022 年度	13.5%	42.9%	20.9%	➡
ひとり親家庭等 日常生活支援事業	2017 年度	3.7%	38.2%	22.0%	41.9%→46.6%
	2022 年度	6.1%	40.5%	26.4%	➡
学習支援 ボランティア事業	2017 年度	2.6%	44.0%	17.3%	46.6%→54.6%
	2022 年度	4.9%	49.7%	19.6%	➡

(2) 支援策等の情報収集の手段

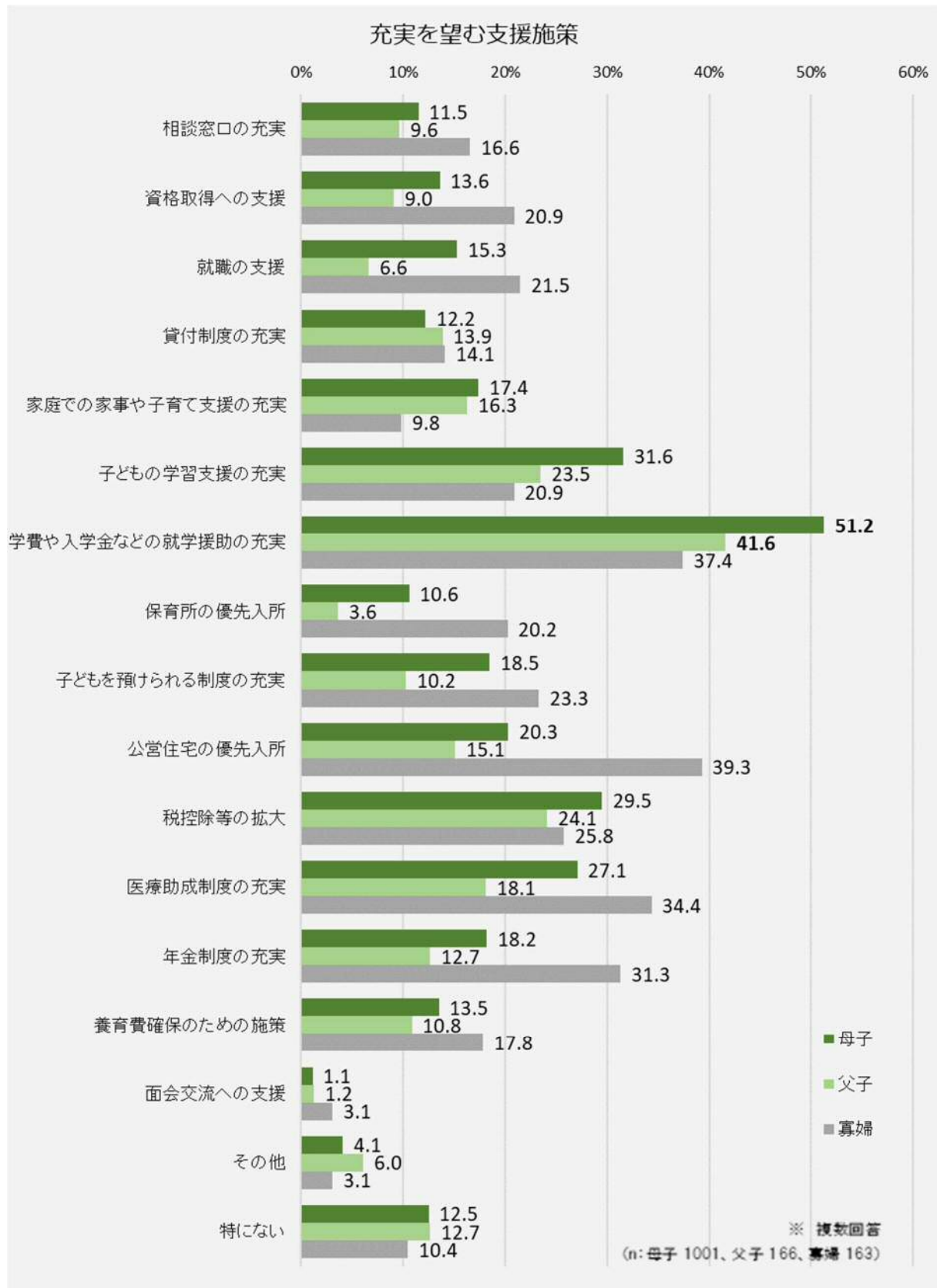
支援策等の情報収集の手段について、母子家庭・父子家庭では、いずれも「インターネット検索」（母子 36.9%、父子 19.3%）や「札幌市ホームページ」（母子 31.8%、父子 18.1%）の割合が高くなっています。

父子家庭では、他の世帯類型と比べて「特にない」（28.9%）と回答した割合が高く、寡婦では、「札幌市母子寡婦福祉連合会等の支援団体」（60.1%）や「広報さっぽろ」（58.3%）等、インターネット以外で情報収集をしている割合が高い傾向にありました。



(3) 充実を望む支援施策

充実を望む支援施策について、母子家庭・父子家庭では「学費や入学金などの就学援助の充実」の割合が最も高く（母子家庭 51.2%、父子家庭 41.6%）、寡婦では「公営住宅の優先入所」の割合が 39.3%で最も高くなっています。



✓ 支援制度等から見た課題

- 支援制度について、新規事業以外の全ての事業において認知度の向上がみられ、ひとり親家庭向けの支援制度をまとめた冊子の配布や、児童扶養手当現況届への制度案内チラシ同封、ホームページへの掲載、「札幌市ひとり親家庭支援公式LINE」や等発信等各種広報活動等による成果であると考えられます。
- 情報収集の手段では、母子家庭・父子家庭ともに「インターネット検索」や「札幌市のホームページ」と回答した割合が高い傾向にあります。
- 情報収集の手段で、令和3（2022）年度に開始した「札幌市ひとり親家庭支援公式LINE」と回答した人の割合が、母子家庭で17.4%、父子家庭で5.4%となっています（2023.8.8時点での登録者5,152人）。
- 情報収集の手段が「特にない」と回答した人が一定割合おり、父子家庭では特に28.9%と高い割合になっています。
- 充実を望む支援施策では、すべての世帯類型で「就学援助の充実」が多く選ばれ、母子家庭及び父子家庭では、他に「子どもの学習支援の充実」や「税控除等の拡大」を望む人の割合が高く、寡婦では、「公営住宅の優先入所」や「医療助成制度の拡充」を望む人の割合が高くなっています。
- 情報伝達の方法については、必要とする人に必要な支援情報が届くよう、引き続き検討していく必要があります。
- 各種窓口相談・来所する人は、ひとり親になった直後や相談したいことがある時など、困りごとを抱えている可能性が高いことを改めて意識し、親身な対応を心がけるよう職員の意識共有することが重要であると考えます。

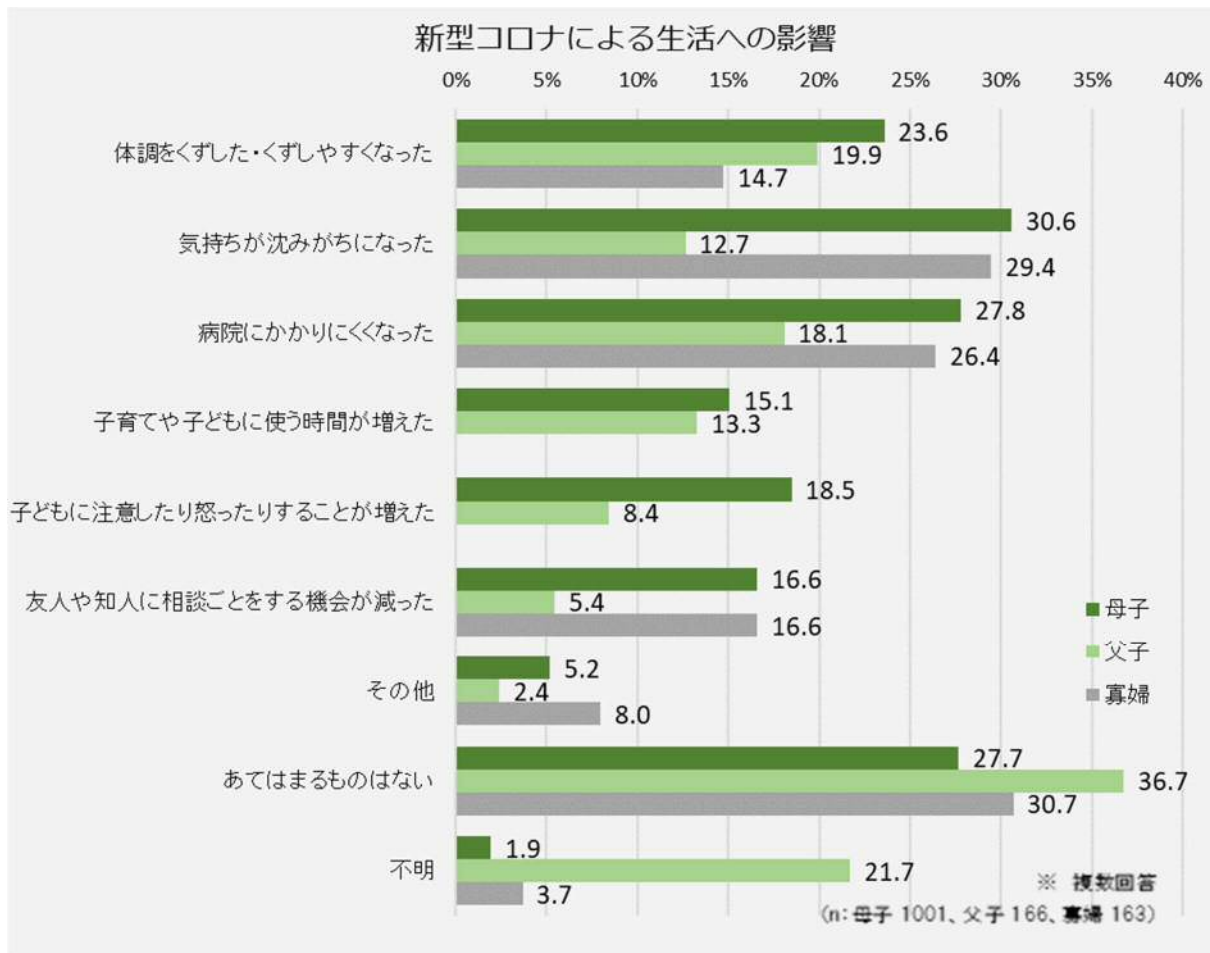
Ⅰ 新型コロナウイルス感染症について

(1) 新型コロナによる生活への影響

生活への影響について、母子家庭では「気持ちが沈みがちになった」と回答した割合が最も高く、次いで「病院にかかりにくくなった」となっており、心身の状況に関する項目の割合が高くなっています。

父子家庭では「あてはまるものはない」と回答した割合が最も高く、次いで「体調をくずした・くずしやすくなった」となっています。

また、寡婦では「あてはまるものはない」と回答した割合が最も高く、次いで「気持ちが沈みがちになった」となっています。



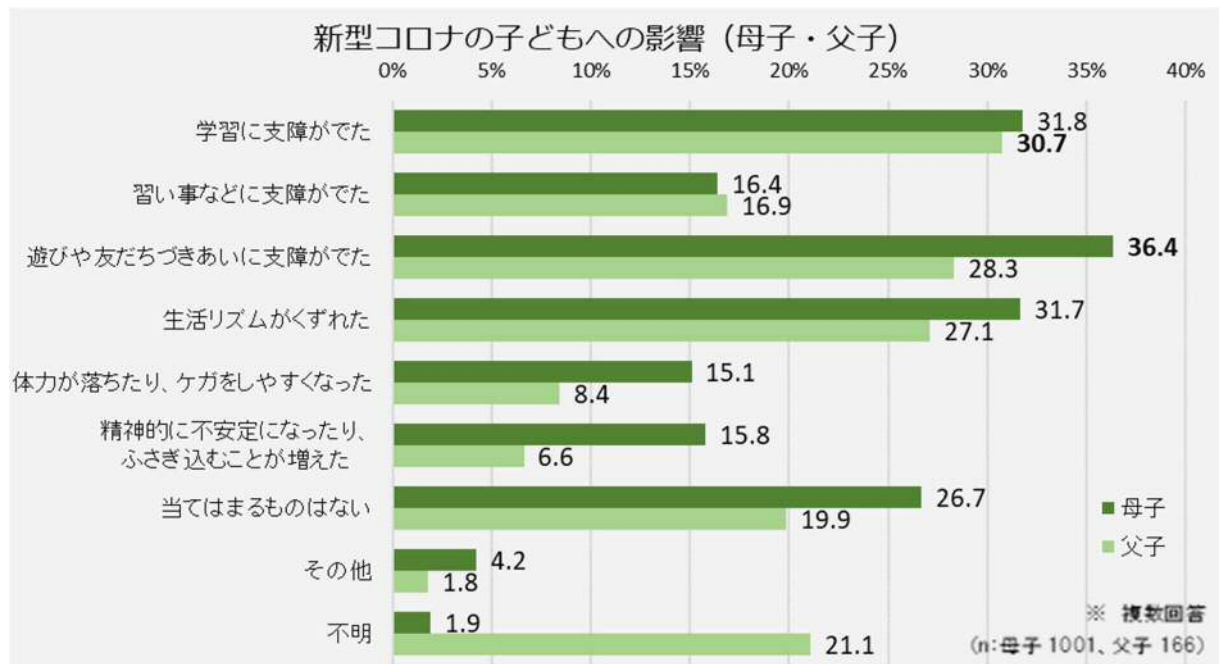
【参考「令和3年度札幌市子どもの生活実態調査」との比較】

	まったくすやすしく 体調をくずした・	た 気持ちが沈み	たつな 病院にかかりにくく	時間が増えた 子育てや子どもに使う	たりすることが増えた 子どもに注意したり怒つ	する機会が減つ 友人や知人に相談ごとを	その他	あてはまるものはない
母子家庭	23.6%	30.6%	27.8%	15.1%	18.5%	16.6%	5.2%	27.7%
父子家庭	19.9%	12.7%	18.1%	13.3%	8.4%	5.4%	2.4%	36.7%
寡婦	14.7%	29.4%	26.4%	—	—	16.6%	8.0%	30.7%
参考（子どもの生活実態 調査：保護者全体）	8.6%	21.1%	15.5%	21.5%	18.9%	18.2%		40.4%

(2) 新型コロナによる子どもへの影響（母子・父子）

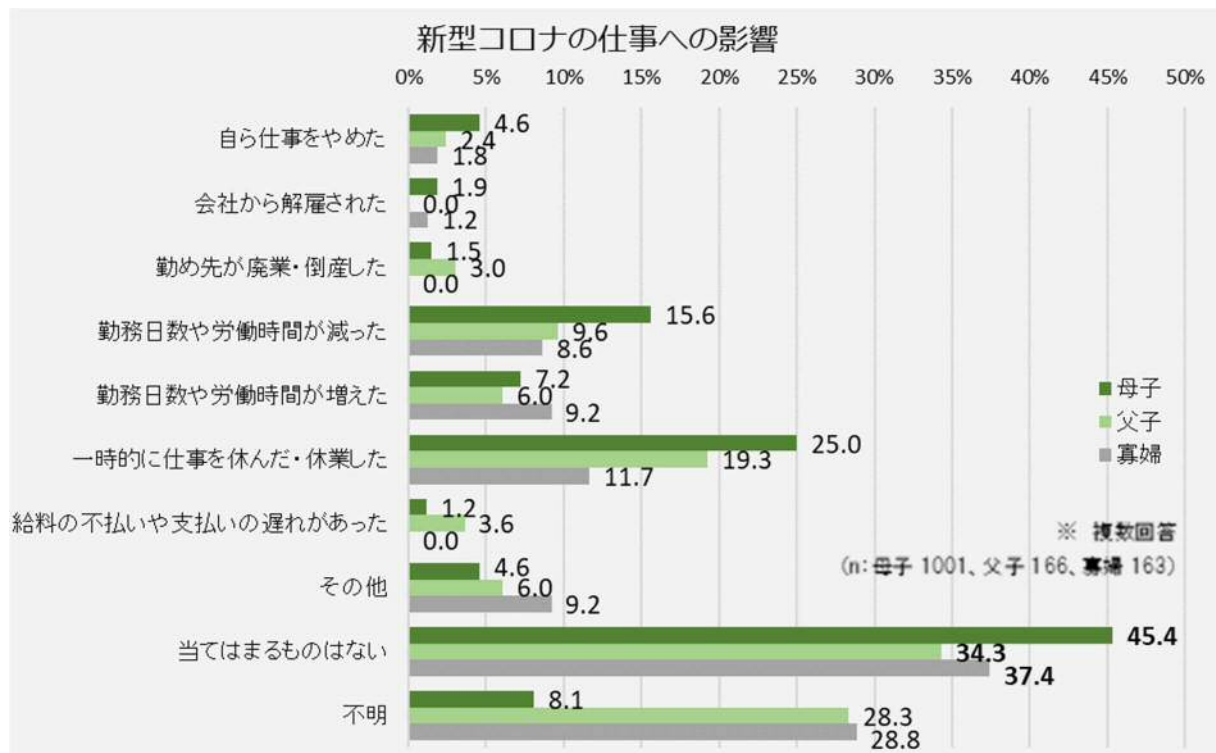
子どもへの影響について、母子家庭では「遊びや友だちづきあいに支障がでた」と回答した割合が最も高く、次いで「学習に支障がでた」となっています。

父子家庭では「学習に支障がでた」と回答した割合が最も高く、次いで「遊びや友だちづきあいに支障がでた」となっています。



(3) 新型コロナによる仕事への影響

仕事への影響について、いずれの世帯類型においても、「当てはまるものはない」と回答した割合が最も高く、次いで「一時的に仕事を休んだ・休業した」となっています。



※新型コロナウイルス感染症に関する調査結果については、状況の把握に努めるものとし、結果の記載のみとしています。

4

第 4 章

第 4 次計画の実施状況

1 これまでの取組

第4次札幌市ひとり親家庭等自立促進計画（平成30年度～令和4年度）では、「ひとり親家庭等の生活の安定と向上、その子どもの健やかな成長」を基本理念に、「子育て・生活支援の充実」、「就業支援の充実」、「養育費の確保及び適切な面会交流の推進」、「経済的支援の推進」、「利用者目線に立った広報の展開」の5つの基本目標を定め、ひとり親家庭等を巡る様々な状況や、国の基本方針などを踏まえ、新たな施策を加えながら、ひとり親家庭等への支援の充実に取り組んできました。

また、この計画は「札幌市まちづくり戦略ビジョン・アクションプラン2019（令和元年度（2019年度）～令和4年度（2022年度））」や、子ども施策に係る総合的な計画である「第4次さっぽろ子ども未来プラン（令和2年度（2020年度）～令和6年度（2024年度））」等と連動し、また、支援の対象者や支援策が重なる部分の多い「札幌市子どもの貧困対策計画（平成30年度（2018年度）～令和4年度（2022年度））」とは、緊密な連携を図りながら取り組みを進めてきました。

2 各基本目標の主な成果

計画期間である、平成30年度（2018年度）～令和4年度（2022年度）に実施した施策の主な成果は次のとおりです。

Ⅰ 基本目標1 子育て・生活支援の充実

● 区保育・子育て支援センターの拡充

全ての子育て家庭に対する子育て支援の充実を図るため、保育機能に加え、常設子育てサロンなどの様々な機能を持つ区保育・子育て支援センター（ちあふる）を設置。

（実績）

平成31/令和元年度 市内9か所目の「ちあふる・あつべつ」設置

令和5年度 市内10か所目の「ちあふる・ちゅうおう」開設により、全10区への設置完了

● 保育サービスの充実

保護者の就労形態の多様化等に対応するため、時間外保育、一時保育、病後児保育、休日保育、夜間保育を実施。

（実績）

平成30年度 時間外410施設、一時401施設、病後児6か所、休日7施設、夜間3施設

令和4年度 時間外527施設、一時445施設、病後児7か所、休日12施設、夜間3施設

● 困難を抱える子ども・世帯を早期に把握し必要な支援に結び付ける体制の強化

子どもの相談支援に豊富な経験を持つコーディネーターが、困難を抱えている子どもや家庭を早期に把握し、関係機関と連携して必要な支援や重層的な見守りへとつなげる事業を実施。

（実績）

平成30年度～令和4年度（5年間） 相談受理件数1,603件

※ 平成30年度：市内6区→令和4年度：市内全10区で実施

● 放課後の居場所づくりの推進

放課後の居場所づくりの充実を図るため、小学校等と併設した児童会館等の設置を推進。

（実績）

平成 30 年度～令和 4 年度 13 館

（参考）

市内 198 小学校（分校 2 校含む）中 193 小学校で放課後児童クラブを実施

● 学習支援ボランティア事業の実施

基礎的な学力の向上を図るとともに、各種相談を通じひとり親家庭の不安感を解消し、身近なモデルとなる大学生と接することで将来を考えるきっかけとなることを目的とした事業を実施。

（実績）

平成 30 年度 参加延べ人数 4,746 人

平成 31/令和元年度 参加延べ人数 3,491 人（3/1～3/31 休止※）

令和 2 年度 参加延べ人数 3,056 人（4/1～6/19 休止）

令和 3 年度 参加延べ人数 1,503 人（6/1～7/11、8/27～9/30 休止）

令和 4 年度 参加延べ人数 2,484 人

※ 新型コロナウイルス感染症の影響により、事業を一時休止

※ 令和 3 年度には、新型コロナウイルス感染症対策としてオンラインでの支援も行った。

| 基本目標 2 就業支援の充実

● 自立支援教育訓練給付金事業の充実

就業を効果的に促進するために、教育訓練講座を受講した母子家庭の母及び父子家庭の父に対し、講座終了後に入学料及び受講料の一部について給付金を支給。

（実績）

平成 30 年度～令和 4 年度（5 年間） 236 人

● 高等職業訓練促進給付金事業の充実

保育士や看護師などの就職に有利な資格取得を容易にすることを目的に、養成機関で修業している期間の生活の負担軽減を図るため、給付金を支給。

（支給実績）

平成 30 年度 131,075 千円（120 人）

平成 31/令和元年度 164,063 千円（132 人）

令和 2 年度 139,335 千円（108 人）

令和 3 年度 197,520 千円（192 人）

令和 4 年度 251,112 千円（234 人）

※令和 3 年度には情報系の資格も対象とするなどの制度拡充を実施。

| 基本目標 3 養育費の確保及び適切な面会交流の推進

● 養育費及び面会交流相談の推進

各区の母子・婦人相談員のほか、ひとり親家庭支援センターでの一般相談、弁護士等による特別相談など養育費に係る相談を実施。また、令和 3 年（2021 年）7 月から養育費に関する取決めや保証契約に係る費用の一部を補助する「ひとり親家庭等養育費確保支援事業」を開始。

（実績）

各区母子・婦人相談員 平成 30 年度～令和 4 年度（5 年間） 1,945 件

ひとり親家庭支援センター 平成 30 年度～令和 4 年度（5 年間） 1,295 件

基本目標 4 経済的支援の推進

● 児童扶養手当制度の情報提供と手当の支給

各種広報により児童扶養手当制度に関する情報提供を実施し、また、全部支給に係る所得制限限度額の引上げや支給回数の見直し（年 3 回から年 6 回）により、適切な手当の支給を実施。

（3 月末時点手当受給者数）

平成 30 年度	21,024 人	（児童数 28,931 人）
平成 31/令和元年度	19,034 人	（児童数 27,029 人）
令和 2 年度	18,570 人	（児童数 26,508 人）
令和 3 年度	18,143 人	（児童数 25,858 人）
令和 4 年度	17,409 人	（児童数 24,812 人）

● ひとり親家庭等医療費の助成

ひとり親家庭等の保健の向上や福祉の増進を図るため、ひとり親家庭の母親又は父親及びその子に係る医療費の一部を助成（子は入院及び通院、親は入院のみ対象）。

（実績）

平成 30 年度～令和 4 年度（5 年間） 助成件数 1,205,398 件、助成金額 2,836,235 千円

基本目標 5 利用者目線に立った広報の展開

● 必要とされる情報を確実に届ける広報の展開

ひとり親家庭向けの支援制度をまとめた冊子の配布や、児童扶養手当現況届への制度案内チラシの同封、「札幌市ひとり親家庭支援公式 LINE」による情報発信等、必要な情報を確実に届けるための広報活動を実施。

（令和 4 年度実績）

- ・「シングルママ・パパのためのくらしのガイド」発行部数：10,000 部
- ・児童扶養手当現況届同封チラシの発行部数：21,500 部
- ・「札幌市ひとり親家庭支援公式 LINE」登録者数：約 4,300 人

● 子育て情報サイト及びアプリ

子育て情報に特化したウェブサイト及びスマートフォンアプリにて、子育て情報を提供。

（令和 4 年度実績）

- ・子育て情報サイトの年間 PV 数：4,409,626PV

3 成果指標に対する達成度

この計画では、計画期間中の成果を把握するため、あらかじめ成果指標を設定しています。

成果指標は、計画全体及び基本目標別に設定し、次の計画を策定する際に行うアンケート調査の結果を基に点検を行うこととしています。

今回は、令和4年度（2022年度）のアンケート調査結果に基づき成果指標の点検を行っています。

計画全体の成果指標

- 今後の生活（経済的・子育て等）に不安のある方の割合

	H29 年度	R4 年度	目標値
母子家庭	88.0%	89.2%	80.0%
父子家庭	84.4%	88.6%	80.0%
寡婦	66.0%	82.2%	60.0%

基本目標1（子育て・生活支援の充実）の成果指標

- 子どもに対して悩みを持っている方の割合

	H29 年度	R4 年度	目標値
母子家庭	80.9%	80.5%	70.0%
父子家庭	79.9%	83.0%	70.0%

- 18～19 歳世代¹の大学進学¹の割合

	H29 年度	R4 年度	目標値
ひとり親家庭	30.1%	29.1%	38.0%

基本目標2（就業支援の充実）の成果指標

- 仕事に対して悩みを持っている方の割合

	H29 年度	R4 年度	目標値
母子家庭	91.9%	87.0%	80.0%
父子家庭	90.8%	89.7%	80.0%

- 就業している方のうちの正社員・正職員の割合

	H29 年度	R4 年度	目標値
母子家庭	35.2%	45.3%	45.0%
父子家庭	58.8%	65.1%	62.0%

¹ 高校生を除外した H14.10～H16.11 生まれの子を母数とする割合

基本目標 3（養育費の確保及び適切な面会交流の推進）の成果指標

● 養育費の取決めをしている方の割合

	H29 年度	R4 年度	目標値
母子家庭	52.6%	63.7%	60.0%
父子家庭	21.0%	20.7%	30.0%

● 面会交流の取決めをしている方の割合

	H29 年度	R4 年度	目標値
母子家庭	35.6%	46.0%	40.0%
父子家庭	35.5%	32.0%	40.0%

基本目標 4（経済的支援の推進）の成果指標

● 家計の状況がぎりぎり又は赤字である世帯の割合

	H28 年度	R4 年度	目標値
ひとり親家庭	78.2%	78.2%	65.0%

※H28 年度は「平成 28 年度札幌市子ども若者生活実態調査」から算出された数値ですが、R4 年度は今回のアンケート結果に基づく数値であるため、それぞれ対象者が異なります。

基本目標 5（利用者目線に立った広報の展開）の成果指標

● 支援制度の認知度（母子家庭）

	H29 年度	R4 年度	目標値
母子・婦人相談員	36.0%	41.7%	46.0%
母子・父子・寡婦 福祉資金貸付金	33.0%	41.7%	43.0%
自立支援教育 訓練給付金	37.0%	51.1%	47.0%
高等職業訓練 促進給付金	26.4%	42.1%	38.4%
高等職業訓練 促進資金貸付金	23.7%	36.7%	33.7%
高等学校卒業程度認定 試験合格支援事業	11.7%	25.3%	21.7%
母子生活支援施設	35.2%	38.8%	45.2%
ひとり親家庭 支援センター	34.9%	49.1%	44.9%
ひとり親家庭等 日常生活支援事業	19.9%	26.3%	30.3%
学習支援 ボランティア	26.9%	32.1%	36.9%

● 支援制度の認知度（父子家庭）

	H29 年度	R4 年度	目標値
母子・婦人相談員	11.7%	27.1%	21.7%
母子・父子・寡婦 福祉資金貸付金	7.8%	22.3%	17.8%
自立支援教育 訓練給付金	9.1%	26.5%	19.1%
高等職業訓練 促進給付金	8.4%	24.1%	18.4%
高等職業訓練 促進資金貸付金	4.5%	19.9%	14.5%
高等学校卒業程度認定 試験合格支援事業	3.9%	15.1%	13.9%
ひとり親家庭 支援センター	16.9%	25.3%	26.9%
ひとり親家庭等 日常生活支援事業	9.7%	14.5%	26.9%
学習支援 ボランティア	9.7%	10.2%	19.7%

● 支援制度の認知度（寡婦）

	H29 年度	R4 年度	目標値
母子・婦人相談員	58.6%	65.0%	68.6%
母子・父子・寡婦 福祉資金貸付金	59.7%	62.6%	69.7%
ひとり親家庭 支援センター	49.7%	56.4%	63.0%
ひとり親家庭等 日常生活支援事業	41.9%	46.6%	51.9%

Ⅰ 第4次計画の一部改定にあたって

第4次計画の一部改定にあたり、令和4年度（2022年度）までの取組状況や、アンケート調査結果から継続して対応すべき課題があることが明らかになったことを踏まえ、成果指標はこれまでと同じ指標を定めることとし、目標値についても従来と同じ値を定めることとします。

4 計画の進捗状況

第4次計画では、国の基本方針による「子育て・生活支援の充実」、「就業支援の充実」、「養育費の確保及び適切な面会交流の推進」、「経済的支援の推進」に加え、平成29年度（2017年度）に実施したアンケート調査により明らかになった、支援制度の認知度という課題に対応するため「利用者目線に立った広報の展開」という5つ目の基本目標を設定し、様々な施策に取り組んできました。

令和4年（2022年）10月に実施した今回のアンケート調査では、計画全体の成果指標である「今後の生活（経済的・子育て等）に不安のある方の割合」について、前回調査と比べ、すべての世帯類型で不安が高まっているという結果になりました。また、悩みや不安等の心理的な状況に関する結果では、基本目標1の成果指標である「子どもに対して悩みを持っている方の割合」は改善が見られず、基本目標2の成果指標である「仕事に対して悩みを持っている方の割合」はほぼ横ばいとなっています。

就業状況に関しては、母子家庭・父子家庭ともに正規雇用の割合が増えており（基本目標2「就業している方のうちの正社員・正職員の割合」）、いずれも計画策定当初の目標値を超えました。これは、資格取得支援等の就業支援策が一定の成果を上げているものと見られます。また、今回のアンケート調査では、転職よりも「現在の仕事を続けたい」と回答した人の割合が高くなっており、今後は就職・転職支援のみならず、今の仕事を続けるための支援もすすめていく必要があります。

基本目標3の「養育費の確保及び適切な面会交流の推進」では、父子家庭では大きな変化が見られなかったものの、母子家庭では養育費・面会交流ともに「取決めをしている」が増加しており、引き続き適切な支援に取り組むことが重要です。

家計の状況では、正規雇用の割合や世帯収入が増加傾向であるにもかかわらず、基本目標4の成果指標「家計の状況がぎりぎり又は赤字である世帯の割合」は前回調査時と変化がなく、家計は依然として厳しい状況であることが明らかになっています。

第4次計画から新たに加わった基本目標5「利用者目線に立った広報の展開」については、前回調査と比較可能なすべての事業において認知度が向上しています。これらは各種広報活動の成果であると考えられます。ただ、依然として各事業を「知らない」と回答した人も多く、また、特に父子家庭では、アンケート調査において「相談先や利用できる制度が分からなかった」「（情報収集の手段が）特にない」とした人の割合が高いことから、今後もより一層効果的な広報を実施していく必要があります。

5

第 5 章 施策の展開

1 基本的な方向性

札幌市では、「札幌市母子家庭等自立促進計画」を、平成 17 年度（2005 年度）及び平成 20 年度（2008 年度）に策定し、その後、国における支援対象が父子家庭にも拡大されたことなどに伴い、名称を「札幌市ひとり親家庭等自立促進計画」に改め、平成 25 年度（2013 年度）からの第 3 次計画、平成 30 年度（2018 年度）からの第 4 次計画を策定し、各施策の推進を図ってきました。

第 4 次計画策定時の状況

平成 29 年（2017 年）8 月に行った「ひとり親家庭等の生活と意識に関するアンケート調査」（12 ページ参照）の結果では、ひとり親家庭の困っていることの上位が家計と仕事であることや、雇用や身分の不安定さが今後の生活への不安につながっていること、また、資格の取得が就業とりわけ正規雇用に有利に働いていることなどが明らかとなったことを踏まえ、就業支援の一層の充実に取り組んできたところです。

また、支援制度の認知度について、多くの事業において、平成 24 年度（2012 年度）調査よりも「知らない」と回答した人の割合が増えていたことから、支援を必要としている方に情報を届け、認知度の向上を図る取組をしっかりと行い、制度利用者の増加、就業率の増加、経済的な自立へとつなげていくために、広報活動の充実に努めてきました。

基本理念については、第 3 次までの計画では、「ひとり親家庭等の生活の安定と子どもの健やかな成長」としていましたが、安定はもちろんのこと、ステップアップを望む方には、その機会を提供することができるよう、第 4 次計画では、「ひとり親家庭等の生活の安定と向上、その子どもの健やかな成長」としています。

「子育て・生活支援の充実」、「就業支援の充実」、「養育費の確保の推進」、「経済的支援の推進」としていた 4 つの基本目標について、アンケート調査等から明確になった支援制度の認知度という課題に対応するため、第 4 次計画では、「利用者目線に立った広報の展開」を加えた 5 つの基本目標により各施策の推進を図ってきました。

第 4 次計画の一部改定にあたって

今回の一部改定にあたり、令和 4 年（2022 年）10 月に実施した「ひとり親家庭等の生活と意識に関するアンケート調査」では、平成 29 年（2017 年）調査時と比較して正社員の割合が増加していること、各種支援制度の認知度が向上していることなどの状況が確認されましたが、今後の生活への不安を感じている人の割合も増加しており、第 4 次計画策定時に定めた 5 つの基本目標については課題が残っています。

また、令和 5 年（2023 年）4 月から、こども家庭庁が設置され、6 月には少子化対策の強化に向けて「こども未来戦略方針」が閣議決定され、「ひとり親家庭の自立と子育て支援は、こどもの貧困対策としても喫緊の課題である」とされてます。

こうした状況を踏まえ、札幌市におけるひとり親家庭等の支援を継続的に行っていくために、引き続き基本理念である「ひとり親家庭等の生活の安定と向上、その子どもたちの健やかな成長」と 5 つの基本目標の達成に向け、各種支援の充実に取り組んでまいります。

2 基本理念

| ひとり親家庭等の生活の安定と向上、 その子どもたちの健やかな成長 |

母子及び父子並びに寡婦福祉法には、ひとり親家庭等の生活の安定と向上のために必要な措置を講じること、児童が置かれている環境にかかわらず心身ともに健やかに育成されることが規定されています。

日々の生活や子育てに大きな不安を抱えているひとり親家庭等が安心して生活を送ることができるように、また、ひとり親家庭の子どもたちが、どのような環境に生まれ育っても、健やかに成長できるように、行政、地域の福祉団体、NPO 法人、民間企業、そして身近な地域住民などが一体となり、ひとり親家庭等を支える社会を実現していくという思いを込めて、本計画においても基本理念を定めています。

3 基本目標

本計画では、基本理念を実現するため、次の5つの基本目標を設定し、各施策を展開していきます。

基本目標 1 | 子育て・生活支援の充実

ひとり親家庭等が安心して子育てと就業や就業のための訓練との両立を図り、安定した生活を送ることができるよう、子育てや生活面での支援体制や相談体制を充実します。

基本目標 2 | 就業支援の充実

ひとり親家庭等が十分な収入を得られ、経済的に自立した生活を送ることができるよう、資格の取得や職業能力向上のための訓練、就業機会の創出等の支援を充実します。

基本目標 3 | 養育費の確保及び適切な面会交流の推進

ひとり親家庭の生活を支え、子どもたちの健やかな成長を図るためにも、子どもが養育費を受け取ることができ、適切な面会交流が行われるよう、養育費及び面会交流に関する社会的機運の醸成や取決めを促進するための支援を推進します。

基本目標 4 | 経済的支援の推進

経済的に困難な状況にあるひとり親家庭等に対して、各種手当や給付金、貸付金による経済的な支援を推進します。

基本目標 5 | 利用者目線に立った広報の展開

情報に接触することが少ないひとり親家庭等に対して、情報を得やすく、必要にしている方に確実に届くような広報を展開します。

4 施策の体系

基本理念

ひとり親家庭等の生活の安定と向上、その子どもたちの健やかな成長

基本目標

基本目標 1

子育て・生活支援の充実 (26)	1	子育て支援の推進	(9)
	2	生活支援の推進	(8)
	3	子どもの育ちと学びへの支援の推進	(9)

基本目標 2

就業支援の充実 (20)	1	就業相談・就業機会創出等の推進	(4)
	2	資格・技能習得等の支援の推進	(4)
	3	女性のための就業支援の推進	(5)
		い環境づくりの推進	(7)

調整中

基本目標 3

養育費の確保及び適切な面会交流の推進 (3)	1	養育費及び面会交流に関する相談体制の強化	(2)
	2	養育費及び面会交流に関する広報・啓発活動の推進	(1)

基本目標 4

経済的支援の推進 (14)	1	給付型支援の実施	(9)
	2	経済的負担の軽減	(3)
	3	貸付金による支援の推進	(2)

基本目標 5

利用者目線に立った広報の展開 (6)	1	利用者目線に立った広報の展開	(6)
--------------------	---	----------------	-----

※ () 内は事業数
 ※ 再掲分を除き計 52 事業

5 施策の展開

(凡例)

★	ひとり親家庭等のための事業
新規	これから開始する事業又は第4次計画の策定以降に開始した事業
拡充	既存の事業のうち、規模の拡大や内容の充実を進める事業
追加	既存の事業のうち、本計画に新たに追加する事業

基本目標 1 子育て・生活支援の充実

ひとり親家庭は、子育てと生計の維持を一人で担っていることから、様々な困難を伴う場合があります。

また、アンケート調査の結果からは、現在困っていることの上位が家計や仕事となっていること、今後の生活への不安を感じている割合が高い一方で相談相手がいない人が一定数いること、大学への進学率が一般世帯と比較して低いことなどが明らかになっています。

これらのことから、ひとり親家庭等が安心して子育てと就業や就業のための訓練との両立を図り、安定した生活を送ることができるよう、子育てや生活面での支援体制や相談体制を充実させるため、次の各事業に取り組みます。

基本施策 1 子育て支援の推進

区保育・子育て支援センター
(ちあふる)

全ての子育て家庭に対する子育て支援の充実を図るため、保育機能に加え、常設子育てサロンなどの様々な機能を持つ、区(ちあふる)の拡充を図ります。

| 拡充 |

調整中

| 母子 | 父子 |

基本施策 2 生活支援の推進 (8 事業)

困難を抱える子ども・世帯を早期に把握し必要な支援に結びつける体制の強化

困難を抱えていても必要な支援に結びついていない子どもやその世帯を、地域や関係機関との連携により早期に把握し、対象となる世帯に寄り添いながら必要な支援に結びつける体制を、より強化するための仕組みを構築します。

| 拡充 |

| 母子 | 父子 |

基本施策 3 子どもの育ちと学びへの支援の推進 (9 事業)

ひとり親家庭学習支援ボランティア事業

ひとり親家庭の児童(小学校3年生～中学校3年生)に対して、大学生等のボランティアによる学習支援を行い、学習習慣を身に付けさせ基礎的な学力の向上を図るとともに、進学や進路等の相談を通じ、ひとり親家庭の不安感を解消すること、また、身近なモデルとなる大学生と接することで子ども自身が将来を見据えて進路を考えるきっかけとなることを目的として学習支援ボランティア事業(市内10区の会場で実施)を推進します。また、制度の認知度向上を図るため、ホームページやリーフレット等による制度の周知に努めます。

| ★ |

| 母子 | 父子 |

基本目標 2 就業支援の充実

ひとり親の就業率や正規雇用の割合は改善傾向にありますが、アンケート調査の結果からは、雇用や身分の不安定さが今後の生活の不安につながっていることや、仕事と子育ての両立が困難であることなどが課題として明らかになっています。

これらのことから、ひとり親家庭等が十分な収入を得られ、経済的に自立した生活を送ることができるよう、資格の取得や職業能力向上のための訓練、就業機会の創出等の支援を充実させるため、次の各事業に取り組みます。

基本施策 1 就業相談・就業機会創出等の推進

ひとり親家庭等就業支援センター

ひとり親家庭等就業支援センターの各事業を推進し、ひとり親家庭等の就労による自立の促進を図ります。

＜就業相談・職業紹介＞

就労に関する悩み事などの相談に応じるとともに、ハローワークと連携して就業経験や適性などに応じた求人情報を提供する職業紹介業務を推進します。

| ★ |

| 母子 | 父子 | 寡婦 |

基本施策 2 資格・技能習得等の支援の推進

自立支援教育訓練給付金事業

ひとり親家庭の就業をより効果的に促進することを目的として、自ら就業を目指して職業能力の開発を推進するため雇用保険制度の教育訓練給付の指定講座を受講したひとり親家庭に対し、教育訓練終了後に、入学料及び受講料の一部を給付金として支給する自立支援教育訓練給付金事業を推進します。

|

| 母子 | 父子 |

高等職業訓練促進給付金

調整中

の資格は、就職とりわけ正規雇用に有利で目的とする養成機関は、昼間の受講が多く資格取得と就業を両立させることが困難であることから、生活の負担の軽減を図り、資格取得を容易にすることを目的に、1年制以上の養成機関で受講する期間の給付金を支給する高等職業訓練促進給付金事業を推進するとともに、対象資格の追加などにより、利用の促進を図ります。

| ★ | 拡充 |

| 母子 | 父子 |

基本施策 3 女性のための就業支援の推進

女性の再就職への支援

就職を希望する子育て中の女性を対象とした各区でのセミナーや市内企業での職場体験により、個々のニーズに合った就職に向けた支援を実施します。また、就業サポートセンターにおいて、女性の再就職に向けた知識習得のためのセミナーや、個々の状況に応じた相談を実施します。

| 母子 | 寡婦 |

基本施策 4 働きやすい環境づくりの推進

基本目標 3 養育費の確保及び適切な面会交流の推進

離婚を原因とするひとり親家庭では、養育費を受け取ることが子どもの権利であるにもかかわらず、いまだその確保が十分でないのが実態です。

また、アンケート調査の結果からは、養育費及び面会交流の取決状況は改善されてはいるものの、離婚時に養育費や面会交流について誰にも相談していない方が多くいることなどが課題として明らかになっています。

これらのことから、ひとり親家庭の生活を支え、子どもたちの健やかな成長を図るためにも、子どもが養育費を受け取ることができ、また、適切な面会交流が行われるよう、養育費及び面会交流に関する社会的機運の醸成等を推進するため、次の各事業に取り組みます。

なお、面会交流には、DV等の危険が伴う場合もあるため、その支援は慎重である必要があります。面会交流は養育費と関連付けて議論されることが多くありますが、養育費を受け取るためには面会交流を行わなければならないとの受け止めにならないよう、配慮が必要と考えます。

基本施策 1 養育費及び面会交流に関する相談体制の強化

ひとり親家庭支援センターによる養育費及び面会交流相談

調整中

ひとり親家庭支援センターでは、生活一般に関する相談のほか、養育費や面会交流に関する相談により、養育費や面会交流に関する。弁護士等による研修を実施すること。理解を深め、相談体制の充実を図るとともに、面会交流に対する意識向上の啓発に努めます。

| ★ |

| 母子 | 父子 |

基本施策 2 養育費及び面会交流に関する広報・啓発活動の推進

養育費・面会交流に関する広報・啓発の推進

養育費・面会交流に関する専門機関や母子・父子福祉団体、関係部局等と連携しながら、ホームページやパンフレット等の媒体を用いて、養育費や面会交流に関する広報・啓発活動を推進します。また、離婚届を受取りに来た方にパンフレットを交付することで、養育費や面会交流に対する意識向上の啓発に努めます。

| ★ |

| 母子 | 父子 |

基本目標 4 経済的支援の推進

2022（令和4）年国民生活基礎調査では、子どもがいる現役世帯のうち大人が一人の世帯の相対的貧困率が44.5%という結果となっており、ひとり親家庭の多くが経済的に困難な状況にあります。

また、アンケート調査の結果からは、ひとり親家庭は年間総収入、年間就労収入とも低い傾向にあることなどが課題として明らかになっています。

これらのことから、経済的に困難な状況にあるひとり親家庭等に対して、各種手当や給付金、貸付金による経済的な支援を推進するため、次の各事業に取り組みます。

基本施策 1 給付型支援の実施

児童扶養手当

ひとり親家庭の生活の安定と自立を助け、児童の福祉の増進を図ることを目的として、父母が婚姻を解消した児童を養育する父又は母等を対象として、原則として、児童が満18歳に到達した日以後の最初の年度末まで児童扶養手当を支給します。また、全部支給に係る所得制限限度額の引上げや支給回数の見直し（年3回から年6回）について検討します。

| ★ | 拡充 |

| 母子 | 父子 |

基本施策 2 経済的負担の軽減

ひとり親家庭等医療費助

調整中

健康の向上に寄与し、福祉の増進を図るため、父又は父及びその児童に係る医療費の一部を助成します（子は入院及び通院、親は入院のみ対象）。

| ★ |

| 母子 | 父子 |

基本施策 3 貸付金による支援の推進

母子・父子・寡婦福祉資金貸付制度

ひとり親家庭等の経済的自立と生活意欲の向上を図るため、各世帯の様々な状況に応じて、事業開始資金や技能習得資金等12種類の資金の貸付けを行う母子・父子・寡婦福祉資金貸付制度を適切に実施するとともに、幅広く制度の周知を行います。また、貸付けの種類追加についても検討します。

| ★ |

| 母子 | 父子 |

基本目標5 利用者目線に立った広報の展開

アンケート調査の結果から、新規事業以外の全ての支援制度について認知度の向上がみられ、基本目標に沿った各種広報活動の成果が徐々にあらわれているところですが、依然として認知度が低い事業も多く、引き続き支援を必要とする方に情報を届けることが課題とされるところです。

これらのことから、情報に接触することが少ないひとり親家庭等に対して、情報を得やすく、必要にしている方に確実に届くような広報を展開するため、次の各事業に取り組みます。

基本施策1 利用者目線に立った広報の展開

必要な支援につなげるための
パンフレット等の作成

利用者の利便性に配慮し、各種支援制度や手続などの必要な情報が必要なきに得られるよう、利用者の目的に合った広報に取り組みます。具体的には、「ひとり親家庭になったばかりの方」をターゲットにしたパンフレットを作成し、離婚届を提出された際に配布するシートなどを検討します。

| ★ | 新規 |

| 母子 | 父子 |

子育て情報サイト及びアプリ

調整中

な情報を入手し、自分に合った子育て情報に特化したウェブサイト及びスマートフォンアプリにて、子育て情報を提供します。

| 新規 |

| 母子 | 父子 |

6

第6章 計画の推進体制

1 関係機関・団体との連携

ひとり親家庭等の生活の安定及び向上並びに子どもの健やかな成長を図るためには、生活全般にわたるきめ細やかで総合的な支援体制が必要です。

このことから、本計画に基づく施策の実施にあたっては、国、北海道、札幌市等の関係機関が緊密に連携するとともに、母子・父子福祉団体をはじめとした地域の福祉団体、NPO 法人、民間企業等の理解と協力のもとで施策を推進していきます。

札幌市だけでは実現が困難な課題に対しても、広報や意見の表明により、社会全体でひとり親家庭等を支援する意識の醸成に努めていきます。

2 実施状況の公表

本計画に掲げた施策については、その実施状況を市民に対してホームページ等で公表するとともに、関係機関に対しても、施策の進捗状況や国のひとり親家庭等に関する施策の動向など、事業推進に必要な情報を提供し情報の共有を図ります。

3 計画の運用

母子及び父子並びに寡婦福祉法に基づき策定された国の基本方針は、第4次計画策定時に対象期間が平成31年度（2019年度）までとされており、その後令和2年度（2020年度）から令和6年度（2024年度）を対象期間とする新たな基本方針が制定されました。

これを受け、平成30年度（2018年度）に制定された本計画に、上記の国の方針等を反映させ、本市における施策を効果的に検討・実施するために、本計画の計画期間を国の基本方針の計画期間に合わせることで、第4次計画を2年間延長した一部改定版を策定しました。

4 計画の評価と検証

本計画では、基本理念の実現を目指し、各施策の取組の成果を把握していくため、第5章に成果指標を設定しています。

今後は、成果指標に基づきながら、各施策の進捗や達成状況を把握し、施策の立案や見直しなどに活かすことにより、効果的・効率的にひとり親家庭等の自立の促進を図っていきます。